

平成 28 年度
特許庁請負事業

平成 2 8 年度「高度な特許情報サービスの普及活用に関する調査」
報告書

平成 29 年 3 月

日本技術貿易株式会社

目次

【1】背景および調査目的	1
【1.1】多様化するユーザーニーズ	1
【1.1.1】公的なサービスと民間事業者によるサービスとの「ベストミックス」	1
【1.1.2】海外進出のための海外特許情報活用	4
【1.2】調査内容および調査方法	7
【1.2.1】民間事業者が提供する高度な特許情報検索サービス	7
【1.2.2】民間事業者が提供する特許情報管理サービス	7
【1.2.3】民間事業者が提供する特許情報サービスのユーザー活用事例	7
【1.2.4】機能紹介記事の作成	8
【1.2.5】利用目的に応じた海外特許情報サービスのアクセス方法	8
【1.2.6】各国特許庁などが提供している特許情報サービスの比較	9
【1.2.7】利用目的に応じた海外特許情報サービスへのアクセス方法（手引書の作成）	10
【2】調査報告	11
【2.1】民間事業者が提供する高度な特許情報検索サービスの機能	11
【2.1.1】調査対象の選定	11
【2.1.2】機能比較	11
【2.1.3】高度な機能の抽出	12
【2.1.3.1】検索機能：経過情報検索	13
【2.1.3.2】検索機能：概念検索	14
【2.1.3.3】検索機能：ファミリー情報検索	14
【2.1.3.4】検索機能：引用・被引用情報検索	14
【2.1.3.5】検索機能：履歴間演算	15
【2.1.3.6】閲覧機能：表示のカスタマイズ	15
【2.1.3.7】データ出力機能：ダウンロード	17
【2.1.3.8】その他機能：統計分析	18
【2.1.3.9】その他機能：SDI（Selective Dissemination of Information）	19
【2.1.3.10】その他機能：情報共有	19
【2.1.3.11】その他機能：検索支援	21
【2.1.3.12】その他機能：履歴の管理・保存	22
【2.1.3.13】その他機能：特許評価・スコア	24
【2.1.3.14】検索機能：秘密解除日・秘密意匠	26
【2.1.3.15】検索機能：履歴間演算	27
【2.1.3.16】閲覧機能：表示のカスタマイズ	27
【2.1.3.17】データ出力機能：ダウンロード	27

【2.1.3.18】その他機能：統計分析	27
【2.1.3.19】称呼検索	28
【2.1.3.20】自動検索	28
【2.1.3.21】閲覧機能：表示のカスタマイズ	30
【2.1.3.22】その他機能：失効データの収録および検索	30
【2.1.4】考察	30
【2.2】民間事業者が提供する特許情報管理サービスの機能	33
【2.2.1】調査対象の選定	33
【2.2.2】機能概要	33
【2.2.2.1】発明管理機能	34
【2.2.2.2】報奨金・補償金管理機能	35
【2.2.2.3】出願管理機能	36
【2.2.2.4】外部連携機能	36
【2.2.2.5】契約管理機能	37
【2.2.2.6】ワークフロー機能	37
【2.2.2.7】法制度・改正情報	38
【2.2.2.8】経費管理機能	39
【2.2.2.9】統計分析機能	39
【2.2.2.10】年金管理機能	40
【2.2.2.11】期限管理機能	41
【2.2.2.12】包袋管理機能	42
【2.2.2.13】帳票出力機能	42
【2.2.2.14】セキュリティ対応	43
【2.2.2.15】知的財産管理クラウドサービス	44
【2.2.3】注目機能の抽出	45
【2.2.3.1】知的財産管理クラウドサービス	45
【2.2.3.2】年金管理サービス	46
【2.2.3.3】法制度・法改正情報	47
【2.2.3.4】経費管理機能	48
【2.2.3.5】外部連携機能	50
【2.2.4】考察	51
【2.3】機能紹介記事	52
【3】民間事業者が提供する特許情報サービスのユーザー活用事例	54
【3.1】ヒアリング対象者の選定	54
【3.2】ヒアリング項目の設定	54
【3.3】ヒアリング調査	56

【3.4】考察	78
【4】利用目的に応じた海外特許情報へのアクセス方法の調査.....	80
【4.1】海外の特許情報を活用するための特許情報サービスの利用方法	80
【4.2】各国特許庁などが提供している特許情報サービスの比較.....	80
【4.3】利用目的別の各調査に求められる要件	85
【4.4】手引書（利用目的に応じた海外特許情報サービスへのアクセス方法）の作成	91
【4.5】考察	93
【5】総括.....	94
【5.1】特許情報検索サービス.....	94
【5.2】特許情報管理サービス.....	94
【5.3】各国特許庁などが提供している特許情報サービス.....	95
【6】別添資料一覧.....	96

【1】背景および調査目的

【1.1】多様化するユーザーニーズ

【1.1.1】公的なサービスと民間事業者によるサービスとの「ベストミックス」

特許情報は事業計画から商品企画・開発、また他者が保有する知的財産権に関する調査に至るまで知的財産活動の基礎となるものであり、大企業だけではなく個人、大学、中小企業にとっても極めて重要な情報である。また、外国出願の急増など知的財産活動のグローバル化や IT 環境の変化に伴い、特許情報に対するユーザーニーズは高度化し、かつ多様化している。

これらのユーザーニーズに応えるため、特許庁は、法律に基づき公表が義務づけられている正確で基本的な一次情報を民間事業者に対して提供し、民間事業者が高付加価値サービスを提供しやすい環境を整備すると共に、急増する世界の特許情報にも対応する観点から海外特許公報や要約についても保有する翻訳文などを民間事業者に対して提供している。さらに、特許庁は、保有する一次情報を活用した公的な特許情報サービスとして、1999 年から特許電子図書館（IPDL）を開設して無料の特許情報の検索サービスを提供しており、2004 年からは、IPDL を独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に移管し、2015 年 3 月には、IPDL を刷新し、新たに特許情報プラットフォーム（J-PlatPat¹）を開設して特許情報の普及に努めている。

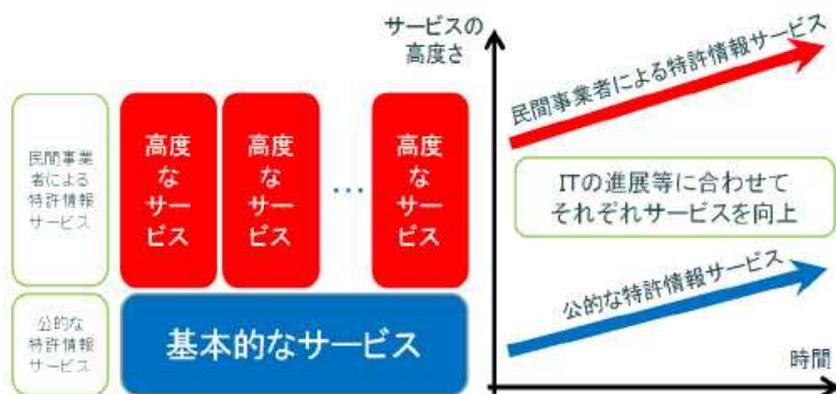
一方、民間事業者は、特許庁が提供する一次情報に付加価値を付けた、より「高度な特許情報サービス」を提供している。「高度な特許情報サービス」とは、例えば、概念検索機能、検索結果の統計分析機能および情報共有機能、審査経過情報を活用した検索機能、スコアリング機能、定期監視機能といった、J-PlatPat などの公的な特許情報サービスで提供されていない機能が含まれる。

「特許情報のさらなる活用拡大に向けてⁱⁱ」（2016 年 5 月 産業構造審議会 知的財産分科会 情報普及活用小委員会）の報告書によると、2015 年度に実施された「平成 27 年度特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査ⁱⁱⁱ」におけるアンケート調査でも、民間事業者は今後、一次情報またはそれに近い情報の提供サービスは縮小すると予測しており、付加価値を付けたサービスを拡大させていこうとする流れがうかがえると報告している。

また、これらの環境変化を踏まえて、改めて特許情報普及の活用のあり方を検討するべきであり、国は、我が国ユーザーが享受するサービスの質が全体として世界最高水準となるよう、公的な特許情報サービスと民間事業者の特許情報サービスが、IT 技術の進展等に合わせて互いに向上していき、その「ベスト

ミックス」で、世界最高水準の特許情報サービスが提供され、高度化、多様化するユーザーニーズに応えていくべきであると改めて提言されている。特許庁および民間事業者はこの「ベストミックス」実現の方針のもと、十数年にわたり官民連携体制による特許情報普及施策を講じてきた。

公的な特許情報サービスと民間事業者による特許情報サービスとの「ベストミックス」のイメージ



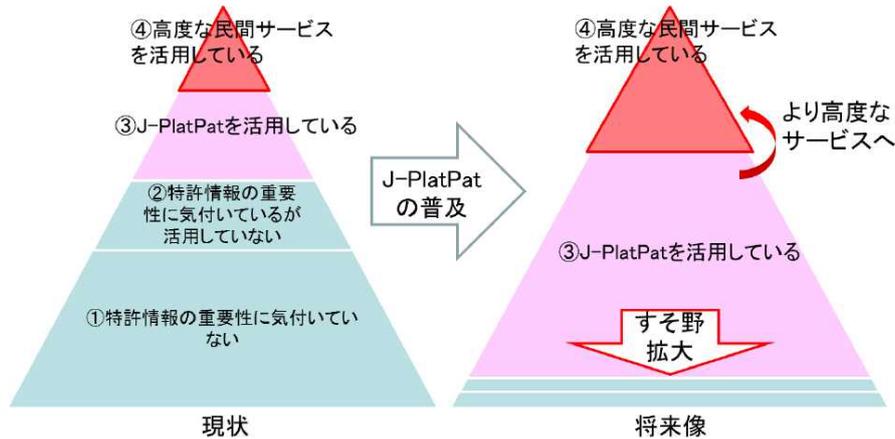
図表 1-1-1

特許庁作成：提供する特許情報サービスのイメージ 情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」より

さらに、報告書では、現在の特許情報活用の現状に基づきユーザーを分類すると大きく、3つの層に分けることができるとしている。

それらは、①特許情報の重要性に気付いていない層、②特許情報の重要性に気付いているが活用していない層、特許情報を活用している層に大きく分けられ、さらに特許情報を活用している層は、③J-PlatPat を活用している層と④高度な民間特許情報サービスを活用している層に分けられる。

特許情報サービスの活用に関する現状と将来像



図表 1-1-2

特許庁作成：特許情報サービスの活用に関する現状と将来像

2016年5月 産業構造審議会 知的財産分科会 情報普及活用小委員会「特許情報のさらなる活用に向けて」より

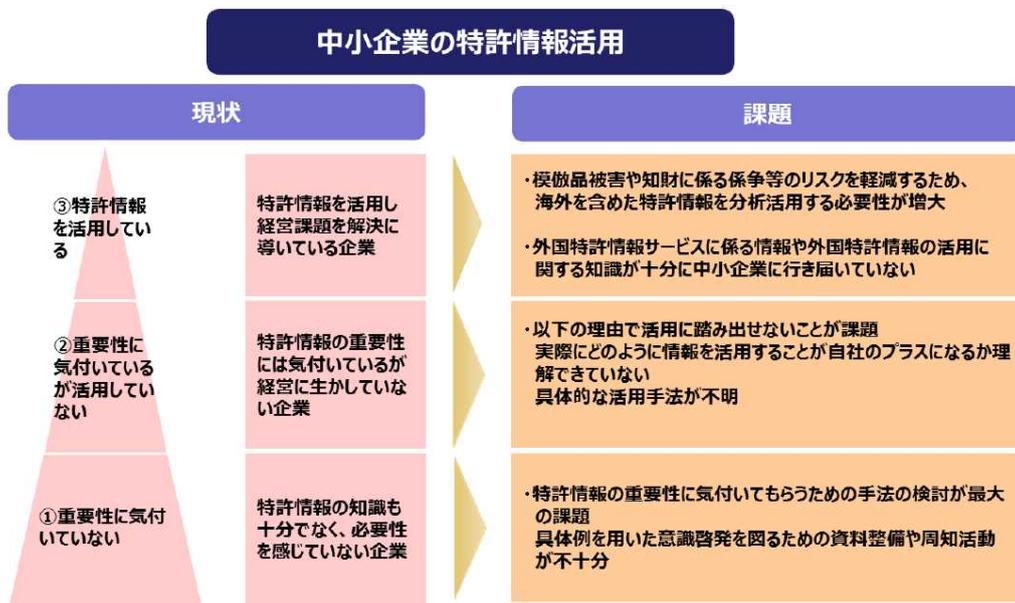
報告書では、J-PlatPat の普及を通じた特許情報サービス利用者全体のすそ野拡大に伴って、J-PlatPat ユーザーの上位層はより高度な機能を求め、民間事業者が提供する「高度な特許情報サービス」に移行していくと考えられるとしている。そして、ユーザーに高度な特許情報の利用を効果的に促していくためには、民間事業者とも連携して、より高度な特許情報サービスを認識する契機を設けていく必要があるとしている。

こうした状況を踏まえ、本調査では一つ目の主題として、「ベストミックス」実現に不可欠となる民間事業者が提供する特許情報サービス、その中でも J-PlatPat など公的な特許情報サービスでは提供されていない「高度な特許情報サービス」に関する調査を実施し、それら「高度な特許情報サービス」をより多くのユーザーに活用してもらうため、機能紹介記事の作成を行った。機能紹介記事に関しては、【2.3】「機能紹介記事」および別添資料を参照されたい。

【1.1.2】海外進出のための海外特許情報活用

特許情報は中小企業においても、事業戦略の策定から商品化、さらには他人の権利調査に至るまで様々な事業活動において活用することができる重要な情報である。しかし、「特許情報のさらなる活用拡大に向けて」では、中小企業における特許情報の活用は、まだ十分でない現状であると報告されている。さらに、特許情報活用における課題の一つとして、外国特許情報サービスに関する知識が中小企業に十分に行き届いていないという点も指摘されている。

中小企業の特許情報の現状と課題



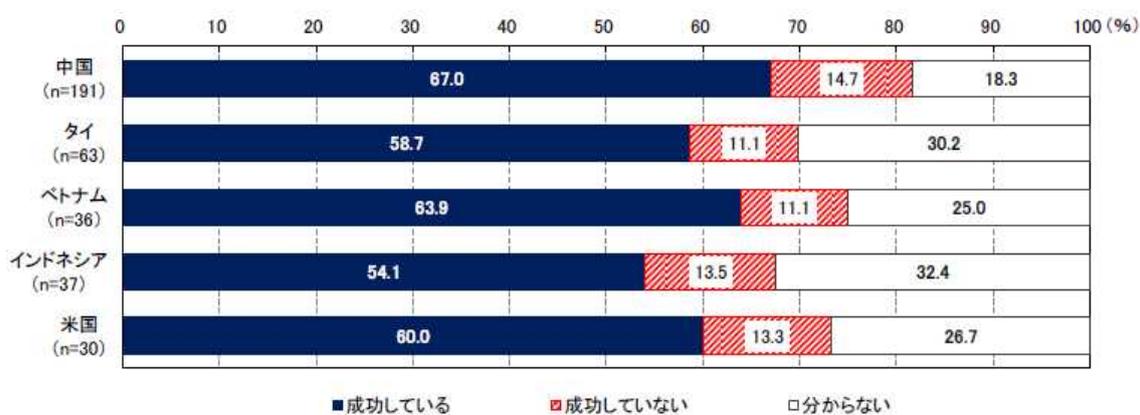
図表 1-1-3

特許庁作成：中小企業の特許情報の現状と課題 情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」より

商工中金による調査報告（「中小企業の海外進出に対する意識調査」^{iv}（「中小企業設備投資動向調査」付帯調査 2015年1月より）によれば、すでに海外に進出済みである中小企業は、「海外進出は成功している」と認識している企業が多く、今後も、タイ、ベトナム、インドネシア、米国などへの進出を拡大していく予定であることが報告されている。

今後も海外進出を拡大しようとする中小企業は増加傾向にあり、進出国における模倣品対策や知財係争などのリスク軽減などの知的財産戦略構築のため、外国特許情報を活用することの重要性は増大している。

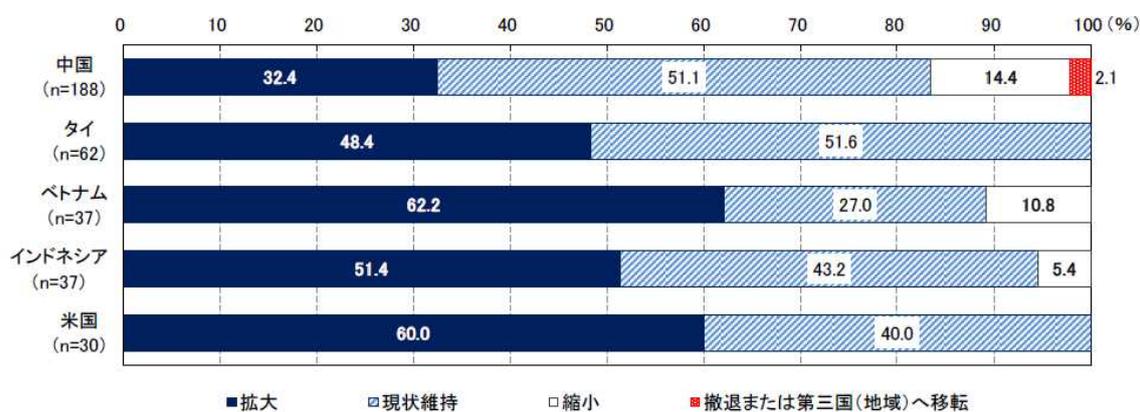
中小企業の海外進出に対する現在の評価



図表 1-1-4

出典：商工中金「中小企業の海外進出に対する意識調査」（「中小企業設備投資動向調査」付帯調査 2015 年 1 月より）

中小企業の海外進出に対する今後の方針



図表 1-1-5

出典：商工中金「中小企業の海外進出に対する意識調査」（「中小企業設備投資動向調査」付帯調査 2015 年 1 月より）

また、既述の「特許情報のさらなる活用拡大に向けて」では外国特許情報の活用が求められている中小企業に対しては、外国特許情報サービス FOPISER^v（Foreign Patent Information Service）、中韓文献翻訳・検索システム^{vi}、新興国等知財情報データベース^{vii}、WIPO が提供する WIPO Global Databases^{viii}など既存の海外特許情報サービスへのアクセス方法やその活用方法の紹介、個別支援の実施などを含め、官民が有する海外特許情報サービスの活用に向けた取り組みを強化し、国内の特許情報のみならず海外の特許情報の活用促進を検討するべきであると提言している。

そこで、本調査における二つ目の主題として、海外の特許情報の活用を図ろうとする中小企業に対し、各国特許庁や政府間機関（以降、「海外庁」という。）が提供する特許情報サービスへのアクセス方法やその活用方法についての知識を深めるための支援として、海外庁が提供する特許情報サービスへの利用目的に応じたアクセス方法に関する調査を実施した。海外庁が提供する特許情報サービスへのアクセス方法に関しては、ユーザーに具体的な活用方法を周知するため、手引き書を作成した。手引き書に関しては、別添資料【6.6.1.1】～【6.6.8.15】を参照されたい。

ⁱ J-PlatPat：特許情報プラットフォーム（Japan Platform for Patent Information）の略称であり、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が運営する 特許、実用新案、意匠及び商標などの産業財産権関連の無料のデータベースである。 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

ⁱⁱ 「特許情報のさらなる活用拡大に向けて」（産業構造審議会 知的財産分科会 情報普及活用小委員会 2016年5月）
https://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/toushintou/pdf/jouhou_fukyu_160520_katsuyou/01.pdf

ⁱⁱⁱ 「平成27年度特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査」
https://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/sangyou_zaisan_service_houkoku.htm

^{iv} 「中小企業の海外進出に対する意識調査」（「中小企業設備投資動向調査」付帯調査 2015年1月）
http://www.shokochukin.co.jp/report/tokubetsu/pdf/cb150ther04_01.pdf

^v FOPISER：外国特許情報サービス（Foreign Patent Information Service）の略称であり、特許庁が運営する ロシア、台湾、オーストラリア、シンガポール、ベトナム、タイ、EUIPOの特許・実用新案・意匠・商標文献をキーワード検索（英語）や公報番号などで照会することが可能なデータベースである。
<https://www.foreignsearch.jpo.go.jp/>

^{vi} 中韓文献 翻訳・検索システム：特許庁が運営する 中国・韓国語の特許文献を日本語で検索可能なデータベースである。 <http://www.ckgs.jpo.go.jp/>

^{vii} 新興国等知財情報データバンク：独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する東アジア、アセアンを中心とした新興国等の知財実務情報を国・地域別、カテゴリー別に整理して提供しているサービスである。
<http://www.globalipdb.inpit.go.jp/>

^{viii} WIPO Global Databases：WIPO（World Intellectual Property Organization）世界知的所有権機関が運営する各種データベースである。<http://www.wipo.int/reference/en/#databases>
PATENTSCOPE 特許検索用データベース <http://www.wipo.int/patentscope/en/>
Global Brand Database 商標検索用データベース <http://www.wipo.int/branddb/en/>
Global Design Database 意匠検索用データベース <http://www.wipo.int/designdb/en/>

【1.2】調査内容および調査方法

【1.2.1】民間事業者が提供する高度な特許情報検索サービス

民間事業者が提供する有償の特許情報検索サービスにおいて、J-PlatPat では提供していない機能、または、提供している機能よりも高度な機能、例えば、概念検索、（自然文を入力とする検索）、情報共有機能、検索機能と連携した分析機能（検索結果の可視化、特許マップ作成支援）について調査を実施した。

調査に際しては、一般に入手可能な図書、文献、インターネットなどの活用、また、各提供会社との面談によるヒアリング調査、サービスの実利用などを通して各機能の詳細を確認した。

【1.2.2】民間事業者が提供する特許情報管理サービス

民間事業者が提供する特許情報サービスの一つである特許情報管理サービス、いわゆる、知的財産管理サービスおよびシステムが提供する機能について調査を実施した。なお、公的なサービスである J-PlatPat などでは特許情報管理機能が提供されていないため、知的財産管理システムが有する機能全般を対象に調査を実施し、調査対象とした知的財産管理サービスおよびシステムが提供する機能について把握し、特徴および有益な点について取りまとめを行った。また、調査の結果を基に機能比較一覧表を作成した。

調査に際しては、一般に入手可能な図書、文献、インターネットなどの活用、また、各提供会社との面談によるヒアリング調査、提供会社によるデモンストレーションなどを通して各機能の詳細を確認した。

【1.2.3】民間事業者が提供する特許情報サービスのユーザー活用事例

民間事業者が提供する特許情報サービス（特許情報検索および知的財産管理機能）を利用している国内ユーザーを中心に、他の国内ユーザーにとっても参考となるような活用事例を収集するため、ヒアリング調査を実施した。また、ヒアリング対象者の選定に際しては以下の事項を考慮して、7 者をヒアリング対象者として選定した。

- 現在、民間事業者が提供する有償の特許情報サービスを利用しており、かつ他者にとって参考となるような特許情報の活用事例を有すると思われるユーザーを含めること
- 中小企業が抱える課題および取り組みの現状を確認することが可能と思われるユーザーを含めること
- 利用している検索データベースおよび知的財産管理システムに偏りが生じないこと
- 業種、規模などに可能な限り偏りが生じないこと

ヒアリング項目の設定に関しては、現在、利用している特許情報サービスの利用状況をヒアリングするという前提の下、可能な限り簡潔なヒアリング項目を設定した。ヒアリング調査の際、対象者およびヒアリングの進行状況に合わせて、質問事項を追加した。

【1.2.4】機能紹介記事の作成

特許情報検索サービスにおいては、【1.2.1】「民間事業者が提供する高度な特許情報サービス」で実施した調査の結果、および【1.2.3】「民間事業者が提供する特許情報サービスのユーザー活用事例」で収集した情報を基に、J-PlatPat では提供されていない「高度な特許情報サービス」の中からユーザーに有益であると思われる機能を抽出し、紹介記事を作成した。

また、特許情報管理サービスにおいては、【1.2.2】「民間事業者が提供する特許情報管理サービス」で実施した調査の結果、および【1.2.3】「民間事業者が提供する特許情報サービスのユーザー活用事例」で収集した情報を基に、「注目すべき機能またはユーザーに有益であると思われる機能」を抽出し、紹介記事を作成した。

【1.2.5】利用目的に応じた海外特許情報サービスのアクセス方法

各国知的財産庁・機関（以降、「各国特許庁など」という。）などが提供する特許情報サービスを利用して、以下の目的で特許・意匠・商標調査を行うことを想定し、それら各国特許庁などが提供する特許情報サービスにアクセスするための方法について調査を実施した。

海外特許情報サービスを利用する際の主な調査目的

特許		意匠		商標	
1	企業動向調査	1	動向調査	1	企業動向調査
2	技術動向調査	2	出願前調査	2	出願前調査
3	出願前調査	3	侵害防止調査	3	侵害防止調査
4	侵害防止調査	4	権利状況調査	4	権利状況調査
5	権利状況調査	5	無効資料調査		
6	無効資料調査				

図表 1-2-1

特許については、事業戦略の計画・立案を目的とした調査として「企業動向調査」および「技術動向調査」を、知的財産権の権利化を目的とした調査として「出願前調査」を、他者の知的財産権の影響回避を目的とした調査として「侵害防止調査」、「権利状況調査」、「無効資料調査」を設定し、各国特許庁などの特許情報サービスを利用する際に係る機能全般について調査を実施した。

意匠については、事業戦略の計画・立案を目的とした調査として「動向調査」を、知的財産権の権利化を目的とした調査として「出願前調査」を、他者の知的財産権の影響回避を目的とした調査として「侵害防止調査」、「権利状況調査」、「無効資料調査」を設定し、各国特許庁などの特許情報サービスを利用する際に係る機能全般について調査を実施した。

商標については、事業戦略の計画・立案を目的とした調査として「企業動向調査」を、知的財産権の権利化を目的とした調査として「出願前調査」を、他者の知的財産権の影響回避を目的とした調査として「侵害防止調査」と「権利状況調査」を設定し、各国特許庁などの特許情報サービスを利用する際に係る機能全般について調査を実施した。

調査に際しては、特許庁から公表された「平成 26 年度海外特許庁等による産業財産権情報の提供サービス等に関する調査報告書」（以降、「平成 26 年度調査」という。）に記載された情報を参考にし、一般に入手可能な図書、文献、インターネットなどの活用、また、サービスの実利用などを通して情報収集を行った。

また、調査対象とした特許情報サービスが複数の言語で提供されている場合は、英語または日本語で提供されているサービスを調査対象とした。なお、英語または日本語によるサービスが提供されていない場合、英語または日本語によるサービスと現地語によるサービスとの間で機能差が認められる場合は、現地語によるサービスも調査対象として調査を実施した。

【1.2.6】各国特許庁などが提供している特許情報サービスの比較

以下の各国特許庁などが提供する特許情報サービスを対象に、【1.2.5】「利用目的に応じた海外特許情報サービスのアクセス方法」で設定した利用目的ごとに、使用する言語や特許情報サービスの組み合わせなども含め、調査した機能全般について比較を行った。

調査対象とした知的財産庁・機関			
1	日本国特許庁 (JPO)	7	中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局 (CTMO)
2	世界知的所有権機関 (WIPO)	8	韓国特許庁 (KIPO)
3	欧州特許庁 (EPO)	9	ドイツ特許商標庁 (DPMA)
4	欧州連合知的財産庁 (EUIPO)	10	インドネシア知的財産総局 (DGIP)
5	米国特許商標庁 (USPTO)	11	ベトナム国家知的財産庁 (NOIP)
6	中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO)	12	マレーシア知的財産公社 (MyIPO)

図表 1-2-2

調査に際しては、一般に入手可能な図書、文献、インターネットなどの活用、また、サービスの実利用などを通して情報収集を行い、各国特許庁などが提供している特許情報サービスの比較を行った。また、「平成26年度調査」に記載された情報も参考にした。

【1.2.7】利用目的に応じた海外特許情報サービスへのアクセス方法（手引書の作成）

【1.2.5】「利用目的に応じた海外特許情報サービスへのアクセス方法」で実施した調査の結果を基に、利用目的に応じた各国特許庁などの特許情報サービスへのアクセス方法を各国・地域の利用目的ごとに取りまとめ、ユーザーに周知するための手引き書を作成した。

調査に際しては、各国特許庁などが提供するサービスを実際に利用して、そのアクセス方法を確認した。手引き書は、以下の8つの国・地域を対象に作成した。

手引書作成の対象とした国・地域			
1	欧州	5	ドイツ
2	米国	6	インドネシア
3	中国	7	ベトナム
4	韓国	8	マレーシア

図表 1-2-3

【2】調査報告

【2.1】民間事業者が提供する高度な特許情報検索サービスの機能

民間事業者が提供する有償の特許・意匠・商標の情報検索サービス（以降、商用データベースという。）において、J-PlatPat では提供していない機能、または、提供している機能よりも高度な機能について取りまとめを行った。

【2.1.1】調査対象の選定

民間事業者の中で主に日本企業が提供する有償の合計 10 の商用データベースを調査対象として選定した。一部外国企業が提供している商用データベースも選定に加えた。

【2.1.2】機能比較

高度な検索機能抽出の比較対象となる J-PlatPat で提供している、日本国内の特許・実用新案、意匠、商標の検索サービスについて情報の収集を行った。それを踏まえ、民間事業者が提供する特許情報検索サービスが有する機能の概要を調査し、機能の有無および各システムおよびサービスの特徴などを纏めた機能比較資料（別添【6.1.1】～【6.1.3】J-PlatPat の基本機能との比較一覧）を作成した。機能比較の観点は以下の 5 つである。この中から、さらに細かい機能について比較を行った。

1. 収録データ
2. 検索機能
3. 閲覧機能
4. データ出力機能
5. その他機能

【2.1.3】高度な機能の抽出

前記の比較の結果を踏まえて、特許、意匠、商標それぞれで高度な機能の抽出を行った。抽出した高度な機能に関して概説する。

①特許

特許検索サービスにおける高度な機能一覧

カテゴリ	高度な機能
検索機能	経過情報検索
	概念検索
	ファミリー情報検索
	引用・被引用情報検索
	履歴間演算
閲覧機能	表示のカスタマイズ
データ出力機能	ダウンロード
その他機能	統計分析
	SDI (Selective Dissemination of Information)
	情報共有機能
	検索支援
	履歴の管理・保存
	特許評価・スコア

図表 2-1-1

【2.1.3.1】検索機能：経過情報検索

民間の特許情報サービスで出願の審査・権利状況（以降、「経過情報」という。）を調べると、例えば下図のような情報を取得でき、特許出願が現在どの段階にあるかを把握することができる。

代表的な審査・権利状況

消滅		係属中		登録	
審査・権利状況	内容	審査・権利状況	内容	審査・権利状況	内容
未請求取下	出願後、期間内に審査請求をしなかったもの	出願	出願をしたもの	登録	登録番号が存在し、権利が存続しているもの
		審査請求	審査請求をしたもの		
拒絶確定	拒絶査定不服審判がなく、拒絶査定の日から1年以上が経過したもの	拒絶理由応答	拒絶理由通知に対して、出願人が手続補正書や意見書を提出したもの	拒査審（登録）	拒絶査定不服審判の請求が認められたもの
抹消（年金不納）	維持年金の納付が行われず権利が抹消されたもの	拒絶査定	審査官が出願を拒絶する査定を通知したもの		
満了	権利存続期間が満了し、権利が消滅したもの	拒絶査定不服審判	拒絶査定に対して不服審判を申し立てたもの		

図表 2-1-2

商用データベースでは、出願の経過情報に基づき特許が現在存続（登録・係属中）しているか、または消滅しているかを判断して検索ができるだけでなく、より詳細な出願の経過情報、例えば、上図の係属中案件の中で審査請求がなされているものに限定して検索するなどといった検索が可能な機能を備えているものがある。これを出願の経過情報検索と呼び、他にもステータス検索といった呼び方もある。

新製品・サービスについて他者特許の侵害防止調査を実施する際には、登録後に権利が存続しているもの、出願が係属中のものを調査対象にすることが望ましいが、出願が係属中のものは、今後登録になる可能性が低いものも存在しており、膨大な件数となる事がある。そのような場合には、係属中の出願で、出願審査請求がなされたものを優先して調査をするという手法が考えられる。こうした検索を行うために、本機能を利用すると調査を効率化できる。

【2.1.3.2】検索機能：概念検索

概念検索は、検索したい技術内容を表した文章を入力することで、その文章の内容に関連する特許公報を自動的に検索できるという便利な機能である。キーワードや特許分類などを予め検討しなくても、簡単かつ迅速に検索ができる利点があるため、検索に慣れていない初心者はもちろんの事、ある程度検索に慣れている中級者以上の方にとっても有効活用できる機能である。

詳細については、別添資料【6.5.1】「概念検索機能の活用」を参照されたい。

【2.1.3.3】検索機能：ファミリー情報検索

ファミリーとは優先権情報を基に各国の特許出願を結びつけた特許群のことをいい、ファミリー情報検索は、このような特許群をまとめて検索する為の機能である。日本はパリ条約、特許協力条約（以下、PCT）の加盟国であり、日本から海外への出願を行なう場合、パリ条約の優先権主張を利用した出願か、PCT に基づく国際出願をすることが多い。その様な制度を利用して海外の複数国へ出願した場合に、それぞれの国へ出願された複数の出願を 1 つの出願の束と考え、その出願の束（特許群）がファミリーとなる。

詳細については、別添資料【6.5.2】「ファミリー情報の活用」を参照されたい。

【2.1.3.4】検索機能：引用・被引用情報検索

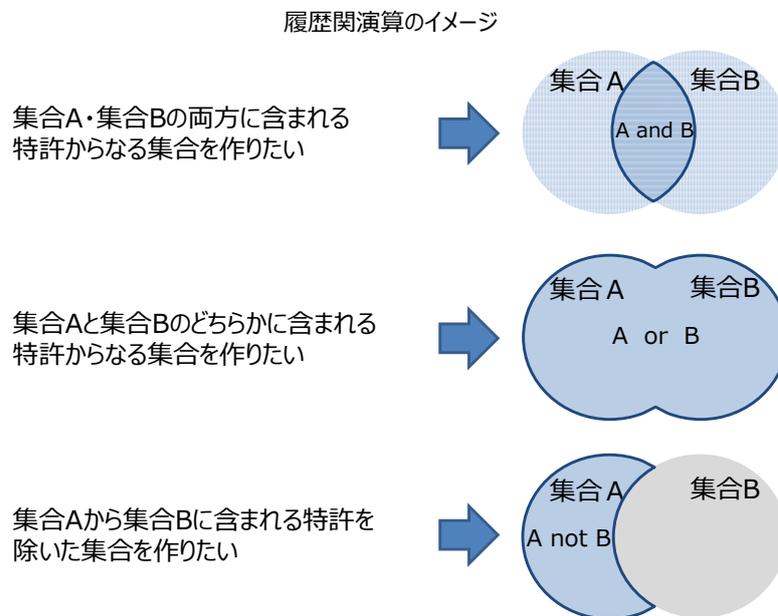
特許出願 A の審査において、審査官が先行特許 B を引用した場合、先行特許 B が特許出願 A の引用文献、特許出願 A が先行特許 B の被引用文献となる。このようなある特許出願に紐付く引用文献、非引用文献を検索する機能が引用・被引用情報検索である。

詳細については、別添資料【6.5.3】「引用・被引用情報の活用」を参照されたい。

【2.1.3.5】検索機能：履歴間演算

履歴間演算とは、検索により HIT した文献集合（検索結果）同士を対象として演算を行なう機能である。演算対象が文献集合同士であるという点以外は、検索における通常の演算と同様で、AND、OR、NOT といった基本的な演算を行なうことができる。下記に履歴間演算のイメージをベン図で表した。青枠で囲まれた部分が対象となる集合である。

過去に実施した特許調査をアップデートする場合には、履歴間演算を使って、最新の調査期間における特許集合から、過去調査時点での特許集合を NOT 演算することで、過去に調査済みの特許を効率的に除外することができる。



図表 2-1-3

【2.1.3.6】閲覧機能：表示のカスタマイズ

商用データベースの中には、検索結果の表示をカスタマイズする機能が備わっているものがある。表示のカスタマイズは、検索後に HIT した公報情報の表示の仕方の変更や、表示する項目の追加・削除、表示のレイアウトなどの変更ができる機能である。例えば、下記のように HIT した公報の書誌情報を一覧で表示するか、抄録で表示するかを選択できる機能がある。表示項目としては、「公報番号」、「発明の名称」、「出願人」、「出願日」が表示されているが、他にも様々な項目（例えば、ファミリー情報、特許分類、審査経過情報）の追加が可能で、その表示される順番を変えることができるデータベースもある。

さらにウィンドウ内に表示される項目の順番を変更することができるデータベースも存在する。このような機能を使って、ユーザーが必要な情報のみを表示することで調査の効率化を図ることができる。

書誌情報一覧表示

No.	公報番号	発明の名称	出願人	出願日
1	特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	~~~~~	××株式会社	〇〇〇〇/〇〇/〇〇
2	特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	~~~~~	株式会社〇〇〇	〇〇〇〇/〇〇/〇〇
3	特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	~~~~~	□□□研究所	〇〇〇〇/〇〇/〇〇
4	特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	~~~~~	××株式会社	〇〇〇〇/〇〇/〇〇
5	特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	~~~~~	株式会社〇〇〇	〇〇〇〇/〇〇/〇〇
6	特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	~~~~~	□□□大学	〇〇〇〇/〇〇/〇〇
7	特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	~~~~~	××株式会社	〇〇〇〇/〇〇/〇〇
8	特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	~~~~~	株式会社■ ■ ■ ■	〇〇〇〇/〇〇/〇〇
9	特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	~~~~~	□□□研究所	〇〇〇〇/〇〇/〇〇
10	特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	~~~~~	××株式会社	〇〇〇〇/〇〇/〇〇
11	特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	~~~~~	有限会社〇〇〇	〇〇〇〇/〇〇/〇〇
12	特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	~~~~~	△△△研究所	〇〇〇〇/〇〇/〇〇

図表 2-1-4

抄録表示

No.1

[公報番号] 特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
 [発明の名称] XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 [出願人]
 [要約] XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 [出願日] 〇〇〇〇/〇〇/〇〇
 [公開日] 〇〇〇〇/〇〇/〇〇
 [ファミリー]
 JPXXXXXXXX
 USXXXXXXXX
 EPXXXXXXXX
 CNXXXXXXXX
 KRXXXXXXXX

代表図

図表 2-1-5

【2.1.3.7】データ出力機能：ダウンロード

1. リストのダウンロード

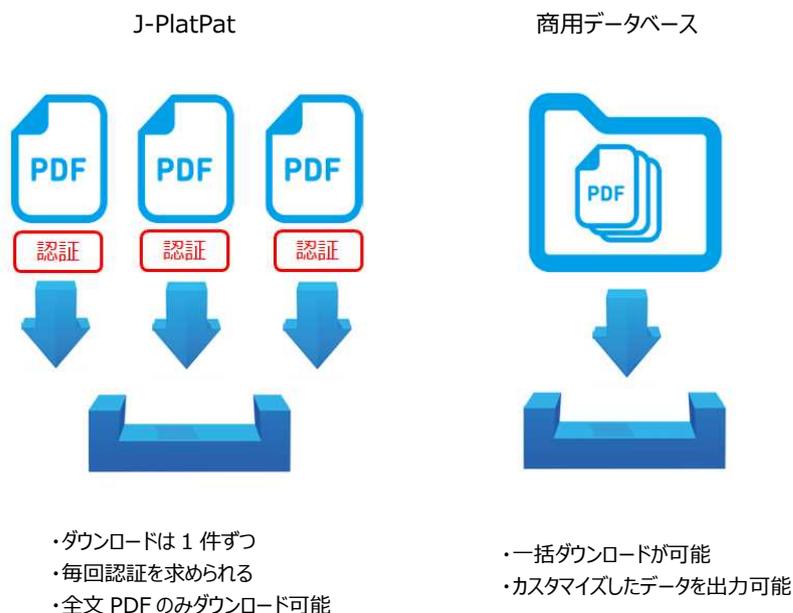
多くの商用データベースでは、検索により HIT した公報の書誌情報を CSV などのリスト形式でダウンロードできる。商用データベースにより差はあるものの、多くの場合大量のデータをダウンロードすることができ、出力項目も基本的な書誌事項の他、要約・請求項などのテキスト情報や、経過情報や海外ファミリー情報等多岐にわたる項目を選択し、ダウンロードすることができる。

2. PDF 公報ダウンロード

多くの商用データベースでは、公報の PDF データを一括ダウンロードすることができる。J-PlatPat でも公報のダウンロードはできるが、1 件ずつしかダウンロードできず、さらに毎回認証を要求される。また、ダウンロードできるのは公報の全文データの PDF のみである。

この点、商用データベースでは、多くの場合大量の PDF データを一括でダウンロードすることができる。また、データベースによっては公報の全文データのみならず、抄録のみを出力するなど、データをカスタマイズして出力することができる。

PDF 公報ダウンロードのイメージ

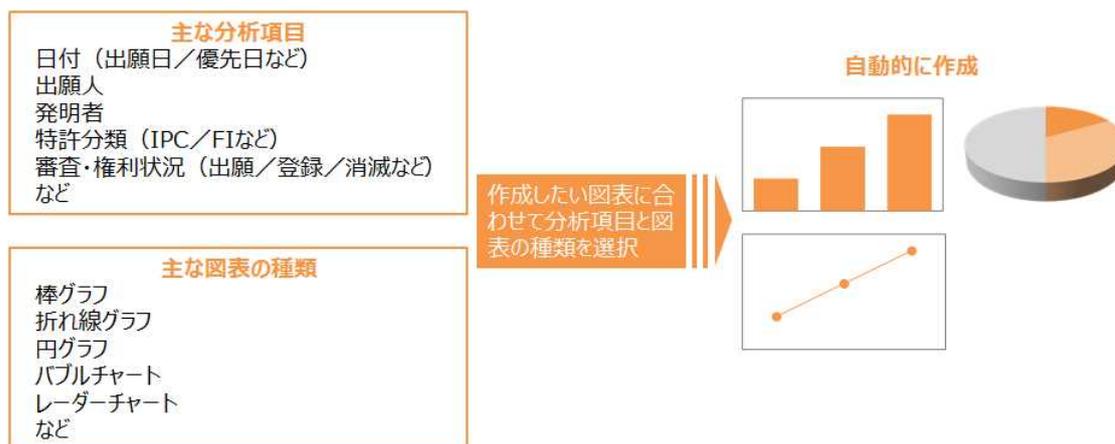


図表 2-1-6

【2.1.3.8】その他機能：統計分析

統計分析機能は、特許の書誌情報の中から統計分析に利用したい分析項目と図表の種類を選択するだけで、その結果を自動で図表化してくれるものである。

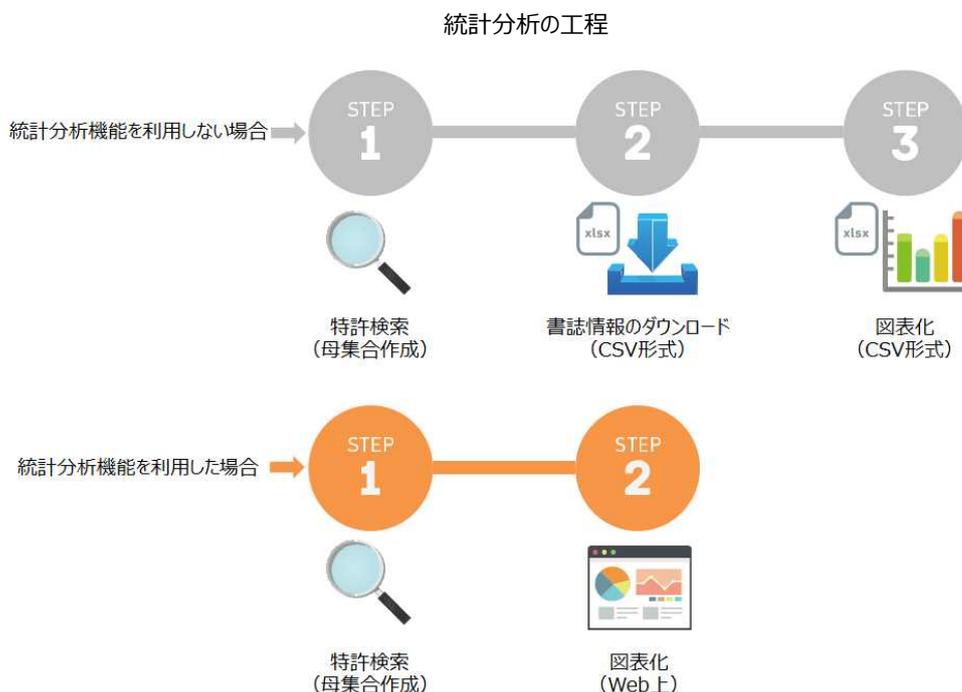
統計分析のイメージ



図表 2-1-7

従来、特許情報は先行技術調査や無効資料調査、他者特許侵害防止調査といった目的で利用されることが多かったが、近年は他者の研究開発に関わる情報が得られる貴重な資料として関心が高まっている。特許情報分析を行なうことで、競合企業の技術動向を把握し、研究開発戦略や特許出願戦略を立案するための判断材料として活用する企業が増えている。

このようなニーズに合わせて、商用データベースでは、特許情報分析のための図表を簡易かつ瞬時に作成できる機能として統計分析機能を提供している。統計分析機能を利用しない場合、一般的に①特許検索（母集合作成）、②書誌情報のダウンロード、③図表化、といった作業が必要となる。特に、多数の図表を元となるデータから一つ一つ手作業で作成するのは非常に時間のかかる作業である。一方、商用データベースの提供する統計分析機能を利用すれば、特許検索後、瞬時に図表化が可能となり、大幅な時間短縮が可能となる。



図表 2-1-8

【2.1.3.9】その他機能：SDI（Selective Dissemination of Information）

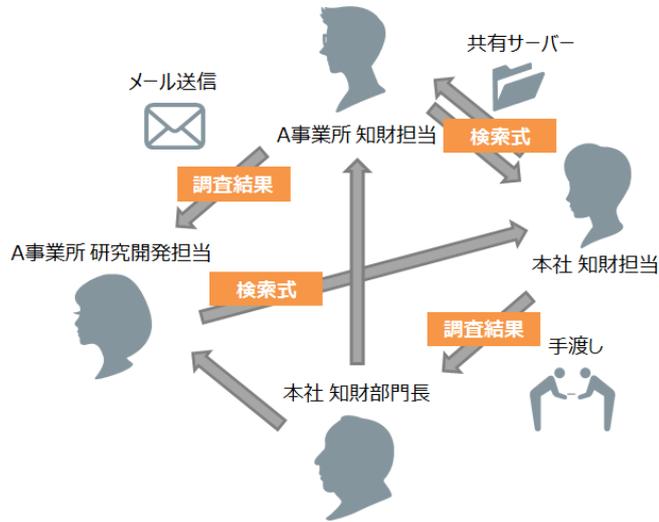
「SDI 機能」は予め作成した検索式や検索結果の配信先などを SDI ツールと呼ばれる配信ツールに設定しておけば、登録した検索条件に合致した技術情報が定期的かつ自動的に配信されてくるとい、利便性の高い機能である。商用データベースによって一部仕様は異なるが、多くの場合、公報発行の都度、検索結果が配信される。

詳細については、別添資料【6.5.5】「SDI 機能の活用」を参照されたい。

【2.1.3.10】その他機能：情報共有

特許調査において、事業所や部門をまたいだプロジェクトを実施する場合、プロジェクトに関わる情報のメンバー間での共有が非常に重要である。特許調査に利用した検索式や、検索により HIT した各特許の評価結果を共有する場合、原始的な手法として、そのファイルデータを CSV 形式などでメール添付してメンバーに送付したり、共有サーバへのアップロードによって共有したりといった手法がとられている。しかし、このような形でファイルデータを複数人で共有する場合、作業を複数人で同時並行することが難しく、ファイルデータのアップデート管理が煩雑になるといった問題がある。

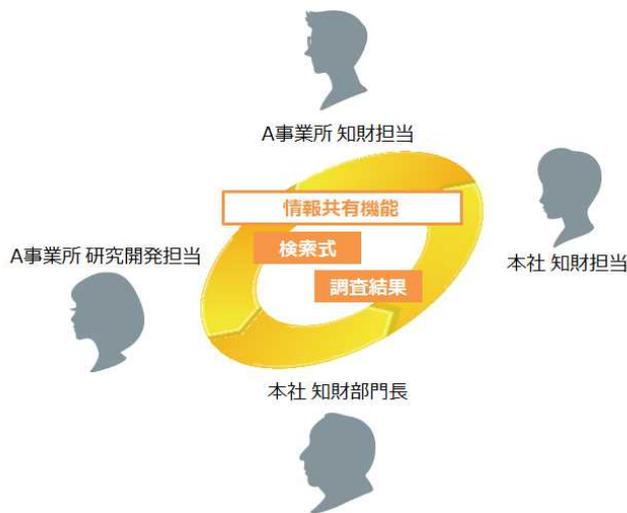
従来のファイルデータの共有イメージ



図表 2-1-9

このような問題に対応するため、商用データベースでは、特許調査の過程・結果をプロジェクト単位で複数人が共有することができるプラットフォームとして情報共有機能を提供している。この機能を利用することによってプロジェクトメンバーは、情報共有機能で生成されたメンバー間で共通のデータにアクセスするので、ファイルの受け渡しや、ファイルの版管理といった手間がなくなる。

情報共有機能のイメージ



図表 2-1-10

情報共有機能では、プロジェクトごとに検索式や各特許への評価結果を一括管理し、プロジェクトメンバー間での共有を可能としている。

検索式の共有では、例えば、知財部門の特許調査担当者が作成した検索条件を研究開発部門などの他部門で活用できるため、全社的に検索業務を効率化できる。また、研究開発者が技術キーワードの追加を行って検索条件をブラッシュアップするといったことも可能である。さらに、過去の検索結果を蓄積し、特定の技術キーワードに対する同義語を更新していくといった知識共有も可能である。

評価結果の共有では、共有された公報に対して、プロジェクト単位で独自の分類（技術A、B、Cといった区分など）や評価ランク（侵害リスク大、中、小など）を各プロジェクトメンバーが付与することができる。調査業務を複数のプロジェクトメンバーで分担する事が可能になるとともに、付与した情報は特許の書誌情報と同様に表示・ダウンロードすることができ、統計分析に利用するなど効率的な共有が可能である。

【2.1.3.11】その他機能：検索支援

キーワード検索を行なう際に、表記揺れや類義語・関連語の検討が不十分であると検索漏れが生じる可能性がある。多くの商用データベースでは、このような漏れを防ぐためにキーワード検索支援機能が備えられている。そのいくつかをここで紹介する。

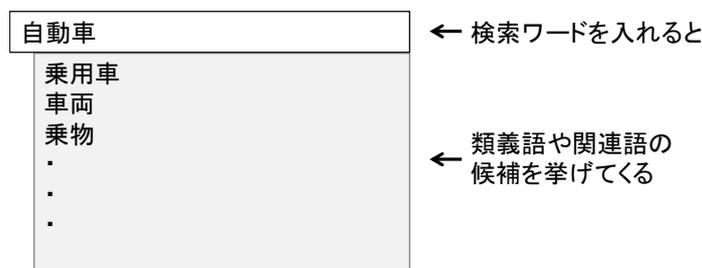
1. 表記揺れ

表記揺れによる検索漏れを防ぐための検索支援機能。支援の内容は商用データベースによって様々だが、代表的な例としてカタカナ異表記キーワードを自動的に検索するものがある。小文字-大文字間の表記揺れに対応するもの（例：コンピューター⇔コンピュータ）や、長音の表記揺れまで対応するもの（例：コンピューター⇔コンピウター）など、様々なものが存在する。

2. 類義語、関連語

類義語や関連語による検索漏れを防ぐための検索支援機能。データベース内に独自の類義語・関連語辞書を保有していて、それに基づいてキーワードを提案してくるというような機能が代表的である。さらに、辞書をユーザーがカスタマイズできるものもある。

類義語・関連語提案のイメージ



図表 2-1-11

3. 企業名

出願人検索における検索漏れを防ぐための検索支援機能。データベース内に企業名の辞書を保有していて、上記類義語・関連語検索の場合と同様に検索支援を行なうという機能である。合併や、関連会社の情報まで保有している商用データベースも存在する。

他にも、ある程度の件数を出願している出願人にはデータベース内で独自に出願人識別記号を付与されており、それを用いて検索を行なうことができるというような機能を有する商用データベースも存在する。

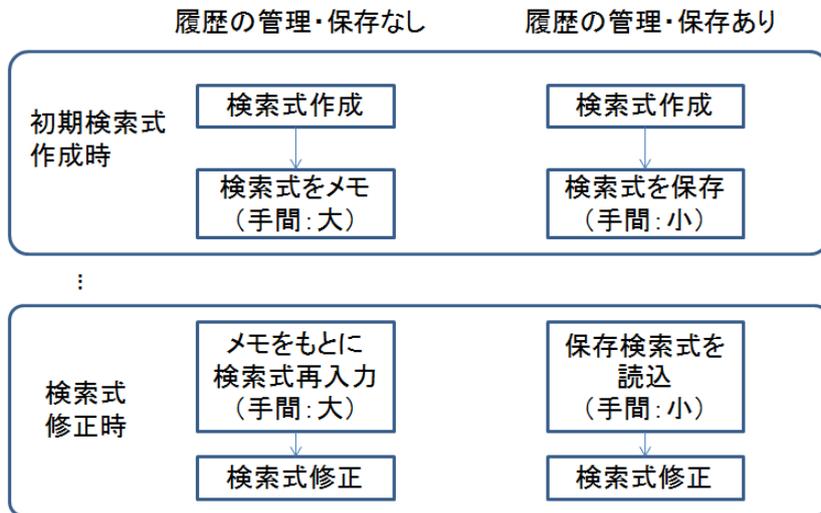
【2.1.3.12】その他機能：履歴の管理・保存

履歴の管理・保存とは、作成した検索式や、検索式によって HIT した文献集合を保存し、保存した検索式および特許集合を再利用する機能であり、検索を実行するたびに、実行した検索内容を保存する機能や、検索式を再現するためのファイルを出力する機能が含まれる。

履歴の管理・保存の機能がない場合、作成した検索式を後日再利用するためには、自分で検索式に入力した内容をメモしておき、再度一から入力し直さなければならない。一方で、履歴の管理・保存を利用すれば、メモや再入力の必要はなく、簡単に過去の検索式が再現できる。

検索式に用いた特許分類やキーワードの見直しなど、過去の検索式を再利用する機会は多くあるため、履歴の管理・保存は、効率的な検索式の作成のため非常に有用な機能である。

履歴の管理・保存イメージ



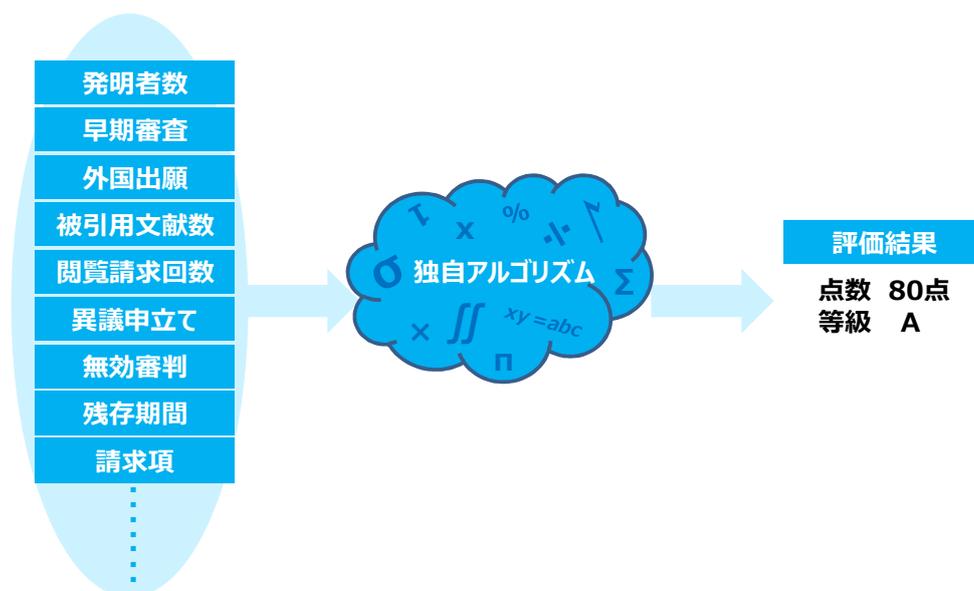
図表 2-1-12

【2.1.3.13】その他機能：特許評価・スコア

特許評価・スコア機能とは、出願、審査、登録などの各過程で生じた客観的な指標に基づき算出される機械的な評価結果を出力する機能である。例えば、他の出願の審査において引用された回数（被引用回数）、包袋閲覧回数、無効審判請求の有無などの情報を数値化し、各特許が出願全体の中でどの程度注目されているか、影響力があるかなどを評価する。評価結果は商用データベースによって表示のされ方が異なるが 100 点満点中何点なのかといった数値や、A ランク、B ランク、C ランクといった等級として提供されるものがある。

詳細については、別添資料【6.5.4】「特許スコア情報の活用」を参照されたい。

特許評価・スコア機能のイメージ



図表 2-1-13

②意匠

意匠では下記の様な機能が J-PlatPat では提供されておらず、商用データベースでは提供している機能である。高度な機能としては、特許に関する高度な機能に比べると数は少ない。J-PlatPat と比べて差が大きい機能としては、下記の 6 つの機能がある。

意匠検索サービスにおける高度な機能一覧

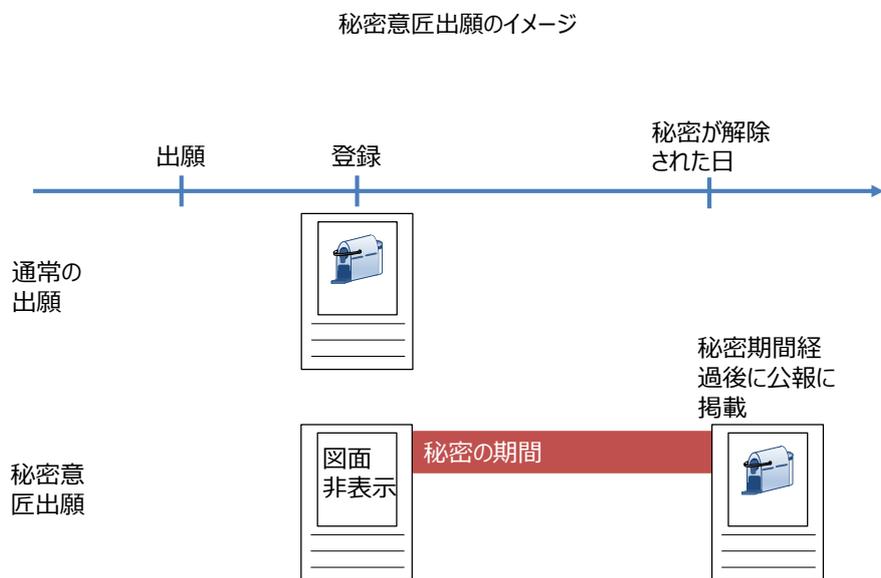
カテゴリ	高度な機能
検索機能	秘密解除日
	秘密意匠
	履歴間演算
閲覧機能	表示のカスタマイズ
データ出力機能	ダウンロード
その他機能	統計分析

図表 2-1-14

【2.1.3.14】検索機能：秘密解除日・秘密意匠

意匠出願には秘密意匠という制度が存在する。秘密意匠制度は、意匠登録出願人が、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることができる制度である。これは、先願により意匠権を確保しておく必要があるものの、直ちに当該意匠の実施を行わない場合に意匠公報が発行されることによる第三者の模倣を防止しようとする趣旨によるものである。この様に一定期間、自社の意匠を秘密にしたいと考える企業にとって、秘密意匠は有効な制度であり、多くの企業が戦略的に活用している制度である。具体的な意匠の内容は一定期間公開されないが、競合他者の秘密意匠出願を把握する事は自社のデザイン戦略にも、競合他者の意匠戦略を知る上でも重要と思われる。

商用データベースでは、この秘密意匠に限定した検索をすることが可能である。また、秘密の期間を経過し秘密が解除された日（秘密解除日）についても検索が可能である。通常の意匠出願では、登録になった際に登録公報が発行され図面などの意匠の内容が公開されるが、秘密意匠制度を利用した出願は、登録時に発行されるのはその意匠権に関する出願番号や出願年月日、意匠権者などの書誌的事項のみが掲載され、図面や物品に関する情報などは公開されない。図面などの情報は秘密の期間が経過した後に意匠公報に掲載される。



図表 2-1-15

【2.1.3.15】検索機能：履歴間演算

当該機能は、前述の特許の高度な機能で述べた機能と同等であるため、詳細については本節【2.1.3.5】を参照されたい。

【2.1.3.16】閲覧機能：表示のカスタマイズ

当該機能は、前述の特許の高度な機能で述べた機能と同等であるため、詳細については本節【2.1.3.6】を参照されたい。

【2.1.3.17】データ出力機能：ダウンロード

当該機能は、前述の特許の高度な機能で述べた機能と同等であるため、詳細については本節【2.1.3.7】を参照されたい。

【2.1.3.18】その他機能：統計分析

当該機能は、前述の特許の高度な機能で述べた機能と同等であるため、詳細については本節【2.1.3.8】を参照されたい。

③商標

商標では下記の様な機能が J-PlatPat では提供されておらず、商用データベースでは提供している機能である。特許に関して挙げた機能に比べると数は少ない。J-PlatPat と比べて差が大きい機能としては、下記の 5 つの機能がある。この中で特徴的な機能として、「称呼検索」、「自動検索」がある。この機能について、機能紹介をする。結果エクスポート機能については、前述のダウンロード機能に説明があるため、ここでの説明は省略する。

商標検索サービスにおける高度な機能一覧

カテゴリ	高度な機能
検索機能	称呼検索
	自動検索
閲覧機能	表示のカスタマイズ
データ出力	ダウンロード
その他機能	失効データの収録および検索

図表 2-1-16

【2.1.3.19】称呼検索

文字商標などの類似商標を検索するには、称呼（読み方）で検索することが有効である。J-PlatPat にも称呼検索の機能が備わっているが、民間事業者が提供している国内商標データベースには民間事業者が商標に対して独自に称呼を付与しており、称呼での検索洩れのリスクを減らすことが可能となる。また、部分一致でも HIT することにより、結合商標の要部が同一である商標も容易に調査することができるなどの特徴がある。これらの機能の詳細については、別添資料【6.5.6】「類似商標検索（称呼検索）」を参照されたい。

【2.1.3.20】自動検索

自動検索とは、検索を実行して HIT 件数が多い場合に、類似商標の範囲を絞り込むための条件をシステム側で自動化し、絞り込みを自動で行う機能である。

前述の称呼検索を行う場合、HIT する称呼の範囲はデータベースの検索設定によって決まるため、HIT 件数が膨大になった場合にさらに絞り込みを行う必要がある。その際、どの様に絞り込みを行うかは、ある程度の知見や経験が必要となるため、検索データベースに慣れていない場合、必要以上に絞り込みを行ってしまう可能性がある。そのような場合に、この自動検索を利用する事で下図の様に称呼の類似の範囲を絞り込むための条件を自動的に決定し、絞り込みをデータベース側が自動で行ってくれるため便利

である。

実際に下図の事例で説明する。称呼【プラットパット】を用いて検索を行って HIT 件数が例えば数万件であった場合、この自動絞り込み機能を用いて絞り込みの 1st STEP を行くと、HIT 件数が 14000 件になった。この時に HIT した称呼は下図の事例にあるような称呼が抽出された。さらに絞り込みの 2nd STEP を行くと、今度は HIT 件数が 5000 件となった。この場合、HIT する称呼は下図の事例の様に変化があり、1st STEP で抽出された「ブチットバトウ」、「プティットパレス」は抽出されなくなる。この様に、称呼の類似度を機械的に判断し、絞り込みを行ってくれる機能が自動検索の機能である。



図表 2-1-17

「称呼：プラットパット」で検索した場合の HIT 例

1st STEP 絞り込み結果	2nd STEP 絞り込み結果	3rd STEP 絞り込み結果
プラットパット	プラットパット	プラットパット
プラットパット	プラットパット	プラットパット
フラットハット	フラットハット	フラットハット
プラットフォーム	プラットフォーム	
フラットパンチ	フラットパンチ	
エコプラットフォーム	エコプラットフォーム	
ブチットバトウ		
プティットパレス		

図表 2-1-18

【2.1.3.21】閲覧機能：表示のカスタマイズ

当該機能は、前述の特許の高度な機能で述べた機能と同等であるため、詳細については本節【2.1.3.6】を参照されたい。

【2.1.3.22】その他機能：失効データの収録および検索

商標の商用データベースには、明治17年以降の存続データだけでなく、権利化されなかった出願の情報や権利が消滅している商標登録のデータ（以後、「失効データ」という。）も独自に保持し、検索対象としているものがある。商標の登録可能性や使用の可否を判断する際、過去に失効した出願の拒絶理由など（審査官の類否判断）は商標の類否や識別力の有無を確認する際の参考資料とすることができるため、このような目的で失効データの調査をおこなう場合に有効である。

収録データの違い

収録データ	民間事業者サービス	J-PlatPat
失効データの有無	○	×（失効データ無し）
特許庁称呼の採用	○	○
商用データベース独自称呼の採用	○	—

図表 2-1-19

【2.1.4】考察

本調査において、J-PlatPat で提供されている機能と、民間事業者が提供している機能との比較を行った。特許・意匠・商標の商用データベースの機能で J-PlatPat では提供していない機能、または、提供している機能よりも高度な機能を、特許の高度な機能「図表 2-1-1」、意匠の高度な機能「図表 2-1-14」、商標の高度な機能「図表 2-1-16」にまとめた。この高度な機能について、機能カテゴリ別、法域別の機能数を下記に算出した。

特許・意匠・商標の検索カテゴリ別 高度な機能数比較

機能カテゴリ	特許	意匠	商標	合計
検索	5 機能	3 機能	2 機能	10 機能
閲覧	1 機能	1 機能	1 機能	3 機能
データ出力	1 機能	1 機能	1 機能	3 機能
その他機能	6 機能	1 機能	1 機能	8 機能
合計	13 機能	6 機能	5 機能	24 機能

図表 2-1-20

この結果によると、機能差が特に大きいのは検索のカテゴリに含まれる機能ということがわかった。民間事業者が提供しているサービスは、より高度な検索機能を求めるユーザーニーズに沿うよう、各民間事業者が独自に機能開発を進めてきた結果であると考えられる。

法域別では、特許に関する機能が 13 機能と多く、意匠に関する機能は 6 機能、商標に関する機能は 5 機能であった。機能比較において、意匠と商標に関する機能は特許に関する機能に比べると多くない。これは特許のデータは、テキスト量、特許分類の種類（IPC、FI、F ターム）や分類の数において、意匠や商標のデータと比較すると多いため、検索や内容把握をより効率的に行いたいというユーザーニーズが存在し、そのようなニーズに応えるべく、各民間事業者は独自の機能を開発していったものと考えられる。

一方で、意匠、商標の商用データベースは、高度な機能の数は少ないが、機能差には現れない検索スピード、検索結果の表示数などの使い勝手の面での差は存在しており、商用データベースを利用する意義はあると考える。

近年、特許に関する機能は各社で独自の機能を開発し、さらに差別化を行っている。例えば、「特許評価・スコア」、「統計分析機能」、「概念検索」、などが各社の商用データベースに導入され始めており、これらの機能が未導入の商用データベースでも今後導入が予定されているものもある。特に「特許評価・スコア」は、今回調査した民間事業者の商用データベースでは 2016 年から導入が開始された新しい機能であり、まだ本機能を提供している商用データベースは少ないが注目に値する機能である。昨今、特許出願において量から質への転換が叫ばれており、質の把握のために、先に述べた「特許評価・スコア」は、機械的な算出ではあるが一定の基準で自社や他者の特許の質を把握するために有用な機能である。この機能の説明、活用方法に関しては、別添資料【6.5.4】「特許スコア情報の活用」でも紹介しているので、参照されたい。

また、企業において技術開発戦略や出願戦略の策定は益々重要な課題となっている。自社の戦略を策定する上で、競合他者の戦略を把握することは非常に重要な意味を持っている。そうした課題に対して、商用データベースも進化しており、先に述べた「統計分析機能」は他者の動向を把握する上で有用である。「統計分析機能」については、民間事業者のサービスだけでなく、各国特許庁などが提供する無料のデータベース（例えば WIPO の PatentScope など）でも提供しており、今後は、まだこの機能を提供していない民間事業者のツールでも機能追加や機能拡張がされてくるものと予想される。

ユーザーニーズと共に商用データベースの検索機能も日々進化している。「概念検索」のように調査したい技術を説明した文章を用意すれば検索に慣れていないユーザーでも関連する公報を探することができる機能はすでに提供されているが、さらに進化した機能として、人工知能（AI）を用いて関連する発明の検索や文献の抽出作業を効率化する商用データベースの製品化や開発が進んでいる。この様に今後もユーザーのニーズに応える新しい機能が追加され、発展していくものと思われる。

【2.2】民間事業者が提供する特許情報管理サービスの機能

民間事業者が提供する特許情報サービスの一つである特許情報管理サービス、いわゆる、知的財産管理サービスおよびシステムが提供する機能について調査を実施した。

【2.2.1】調査対象の選定

調査に際しては、主に日本企業が提供する知的財産管理システムおよびサービスを調査対象とし、さらに近年、日本国内でも提供されている外国企業製の知的財産管理システムおよびサービスの一部も調査対象とした。その結果、国内外 15 の民間事業者が提供する知的財産管理システムおよびサービスを調査対象とした。

調査対象は、インターネット調査、カタログ情報、提供会社へのヒアリング、提供会社による機能デモンストレーションなどによる調査を行う対象と、また、インターネット調査、カタログ情報などに限定して調査を行う対象の 2 グループに分けて調査を実施した。

【2.2.2】機能概要

調査対象の選定に続き、民間事業者が提供する知的財産管理システムおよびサービスが有する機能の概要を調査し、機能の有無および各システムおよびサービスの特徴などをまとめた機能概要一覧を作成した。また、調査対象としては以下の機能を中心に調査を実施した。なお、機能概要の一覧に関しては、別添資料【6.2】「知的財産管理システム機能概要一覧」を参照されたい。

調査対象とした主要機能		
発明管理	報奨金・補償金管理	出願管理
外部連携	契約管理	ワークフロー
法制度・法改正情報	経費管理	統計分析
年金管理	期限管理	包袋管理
帳票出力	セキュリティ対応	知的財産管理クラウドサービス

図表 2-2-1

以下の一覧表は調査対象とした主要機能が、一般的にどの業務において利用されることが多いかを示すものである。黄緑色の網掛け部分は「利用することが多いと思われる時期」、また、灰色の網掛け部分は「利用することもあると思われる時期」を示している。

各機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
発明管理					
報奨金・補償金					
出願管理					
外部連携					
契約管理					
ワークフロー					
法制度・法改正情報					
経費管理					
統計分析					
年金管理					
期限管理					
包袋管理					
帳票出力					
セキュリティ対応					
知財管理クラウドサービス					

図表 2-2-2

以下、調査対象とした機能に関して概説する。なお、「経費管理機能」、「外部連携機能」、「法制度・改正情報」および「知的財産管理クラウドサービス」については、【2.2.3】「注目機能の抽出」にて機能紹介を行うため、本節では機能概説を省略する。

何れの機能についても、その定義や仕様は提供会社によって異なり、以下の機能名や仕様でない場合もあることに留意されたい。

【2.2.2.1】発明管理機能

各機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
発明管理					

図表 2-2-3

発明者から報告された発明・考案の受付や発明内容、また、発明に至った作業履歴などの発明提案前の社内の独自情報を登録・管理する機能である。出願する、出願しないに関わらず、発明に関連する情報を管理対象とする。関連する機能として、研究・開発から発明に至るまでの履歴や実験データなどを記録する実験ノート（研究ノート・ラボノート）を電子化した機能を有するシステムもある。

本機能は主に管理対象とする発明案件を新規登録する際に利用する機能であり、その後、予想される出願の要否判定、出願明細書を作成するための基礎情報となる。その他、共同研究者、共同発明者、研究開発段階における関連契約の有無など、今後、知的財産管理システムによる管理において基礎となる項目を登録・管理する。また、研究開発段階での特許調査に関する情報を登録・管理することもできる。

【2.2.2.2】報奨金・補償金管理機能

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
報奨金・補償金					

図表 2-2-4

報奨金・補償金管理機能は、主に職務発明に対して発明者に支払われる報奨金・補償金に関する情報を管理する機能である。

発明報奨、出願報奨、登録報奨、実施許諾報奨、ライセンス報奨などの制度は企業や組織によって異なるが、報奨金・補償金の金額・計算方式などの条件を任意に設定することができる。これらの条件を設定しておけば、支払額の自動計算を行うことができる。また、自動計算の条件に持分比率や評価情報を連動させることが可能なシステムもある。

その他、発明者への通知、社内申請（ワークフロー機能との併用）、領収書作成（帳票出力機能との併用）を行うこともできる。また、過去の支払状況などの照会、一覧作成や関連データの出力を行うこともできる。これらの実績データを基に今後の支払予測を行うこともできる。

【2.2.2.3】出願管理機能

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
出願管理					

図表 2-2-5

特許・実用新案・意匠・商標の出願申請の受付、発明譲渡証など主に出願前後の手続きから中間処理、権利登録まで長期間に亘って発生する出願後のあらゆる手続きに関する情報を登録・管理する機能である。

多くの場合、出願手続きに関する情報を入力すると、その後の法定期限や作業期限が自動計算される。知的財産管理システムには管理対象とする国・地域の法的期限、番号形式、手続き上の注意点、年金費用などを自動計算するための根拠となる法制度情報が収録されおり、これらのデータを基に法定期限などを自動計算する。また、インターネット出願ソフトとの連携が可能なシステムもあり、出願書類の包袋管理、データ入力作業を効率化することもできる。なお、法制度・改正情報に関しては、【2.2.3】「注目機能の抽出」にて、その詳細を報告している。

また、システムへの新規データ登録時にデータチェックをシステムが自動で実施し、番号形式や日付書式に不整合がある場合にはエラーメッセージを表示し、ユーザーに再確認することを促す機能を有するシステムもある。登録した全データを対象にした検索が可能であり、検索結果を表示・出力・ソートする機能なども備えている。

【2.2.2.4】外部連携機能

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
外部連携					

図表 2-2-6

各国特許庁などが提供する公報データベースや商用データベースなどの公報データ連携、特許事務所などの社外の組織との情報共有やデータの同期、各種連絡を行うことが可能な機能である。本機能については【2.2.3】「注目機能の抽出」にて機能紹介を行うため、本節では機能概説を省略する。

【2.2.2.5】契約管理機能

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
契約管理					

図表 2-2-7

知的財産管理システムにおける契約管理機能では、契約書の作成、社内申請から契約締結までの履歴、契約書、契約関連資料、契約日や契約更新日など契約に関する様々な情報・書類を管理する機能である。また、契約に関連した出金・入金データを管理することもできる。

なお、知的財産権に関連しない契約書を登録・管理することも可能である。契約書に関連する資料は複数存在する場合でも、本機能を利用すれば一元的に管理することができる。また、契約情報を社内ですら定めた統一基準やルールに準じて分類・管理することもできる。さらには、検索機能を利用することで、契約情報を効率的に探すことができる。期限管理機能との連携で契約更新日に対してのアラーム機能を設定することも可能である。

知的財産権に関連する契約の一例		
共同研究・開発契約書	開発委託契約書	業務委託契約書
共同出願契約書	秘密保持契約書	専用実施権設定契約書
通常実施権設定契約書	ライセンス契約書	譲渡契約書

図表 2-2-8

【2.2.2.6】ワークフロー機能

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
ワークフロー					

図表 2-2-9

ワークフロー機能は、出願や中間処理などの手続きにおける様々な社内申請および承認手続きを電子化し、また、申請の進捗状況を関係者間で確認・共有することができる機能である。どのような申請が起案され、どのような経緯で申請が承認されたのか、または、否認されたのかなどの記録を残すこともできる。

申請手続きを電子化することで同時に複数の関係者に申請を行い、並行して承認処理を行うことも可能となり、決済処理を迅速に行うことができる。また、複数の案件をまとめて申請・承認手続きを行うこともできる。例えば、特許の維持要否判定依頼を行う際、案件ごとではなく、部門ごとに対象案件を束ね、申請・承認手続きを行うこともできる。

案件ごと、部門ごとに申請・承認のルートを変更することも可能であり、状況に合わせた無駄のない申請・承認手続きを行うことができる。以下、ワークフロー機能利用の一例である。

ワークフロー機能利用の一例	
出願段階	発明者などから知的財産部門へ出願要否の判断依頼を行う際
	知的財産部門による出願申請を行う際
	特許事務所へ出願依頼を行う際（外部連携機能との併用）
	知的財産部門から発明者へ審査請求要否確認を行う際
中間処理	拒絶理由通知など各種通知への応答対応に向けた社内手続を行う際
	中間処理の手続きに関して、社内での確認および申請を行う際
	中間処理の手続き依頼を特許事務所に依頼する際（外部連携機能との併用）
外国出願	知的財産部門から発明者へ外国出願要否確認を行う際
	特許事務所へ出願依頼を行う際（外部連携機能との併用）
権利維持	知的財産部門から発明者へ知的財産権の権利維持要否確認を行う際

図表 2-2-10

【2.2.2.7】法制度・改正情報

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
法制度・法改正情報					

図表 2-2-11

知的財産管理システムには、特許法、実用新案法、意匠法および商標法などの法制度情報が収録されている。本機能については【2.2.3】「注目機能の抽出」にて機能紹介を行うため、本節では機能概説を省略する。

【2.2.2.8】経費管理機能

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
経費管理					

図表 2-2-12

発明から知的財産権の取得および維持に関連する様々な経費を登録・管理する機能である。本機能については【2.2.3】「注目機能の抽出」にて機能紹介を行うため、本節では機能概説を省略する。

【2.2.2.9】統計分析機能

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
統計分析					

図表 2-2-13

知的財産管理システムにおける統計分析機能は、自社保有の知的財産権を技術分野、出願件数、登録件数、経費情報、自社分類など様々な観点から集計、分析を行い、その結果をマップ、グラフ、表などで可視化することができる機能である。なお、これらの統計分析結果は帳票出力することも可能である。また、特許情報検索サービスとの連携により、すでに公開済みのデータと知的財産管理システムで管理されている自社未公開案件のデータとを組み合わせた分析が可能なシステムもある。

自社が保有する知的財産権の状況を客観的なデータとして分析および確認し、全体像や出願案件ごと、部門ごとなどの状況、出願案件間の関連度合いなどを可視化することが可能であり、新たな権利化の必要性や権利維持などの検討を行う際にも活用することができる。以下、知的財産管理システムにおける統計分析の一例である。

知的財産管理システムにおける統計分析の一例	
群管理	技術的に関連のある出願案件を関連付け、それらの関連性をマップなどで表示
出願件数など	出願件数、登録件数、技術分野などの集計、推移、分布などの統計分析
経費分析	出願費用、出願補償金など案件ごとに関連する経費の統計分析
製品群	自社製品（群）別の統計分析
活用状況	出願後、登録後の案件ごとの活用状況を統計分析

図表 2-2-14

【2.2.2.10】年金管理機能

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
年金管理					

図表 2-2-15

権利取得後の年金納付の期限管理、更新・納付の要否検討、納付結果など年金管理に関する情報を登録・管理することが可能な機能である。

登録査定謄本送達日、当該年分の登録料納付日の入力を行えば、知的財産管理システムが収録している法制度情報を基に次回納付期限や納付金額などが自動計算される。

また、知的財産管理システムによっては、異なるシステム間において年金管理データの連携を行うためのオプション機能が用意されている。手作業によるデータ入力など重複業務や業務負荷を軽減しながら管理ミスリスクを低減することが可能である。

さらには、年金管理業務を外部の年金管理サービス会社に委託している場合などに受領するデータを一括で取り込む機能なども用意されている。なお、この自動取り込み機能の具体的な手法に関しては、提供会社によって異なる。

以下、管理対象となる項目の一例である。

管理対象の一例		
出願番号	登録番号	自社整理番号
権利起算日	次回納付期限	次回納付金額
次回納付年次（年目）	権利満了日	更新要否
通貨	発明者	共同出願人情報

図表 2-2-16

また、年金管理業務においては、他機能との併用も想定できる。以下、その一例である。

他機能との併用の一例	
期限管理	年金管理業務における社内外手続きの期限の設定・管理
帳票出力	年金管理業務の手続きに必要な書類の作成
経費管理	案件ごと、部門ごとなどの単位による権利時のための費用算出や履歴管理
ワークフロー	発明者、担当部門への更新要否の問い合わせおよび更新時の社内申請など

図表 2-2-17

なお、年金管理機能および年金関連業務に関連するサービスについては、【2.2.3.2】「年金管理サービス」、機能紹介記事【6.5.8】「年金管理サービスの活用」でも報告している。

【2.2.2.11】期限管理機能

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
期限管理					

図表 2-2-18

期限管理機能は、知的財産管理業務における様々な手続きに対する法定期限および作業期限を登録・管理する機能である。

その一つが、出願手続きや中間処理手続きなど特許庁への応答期限（法定期限、指定期限）である。期限の登録管理は任意に設定することもできるが特許庁から受領した書類の起算日などを入力すれば、既述の知的財産管理システムが収録している法制度情報を基に法定期限などが自動計算される。

また、知的財産部門や特許事務所などにおいて発生する各手続きに対する応答期限を任意に設定し、管理することもできる。期限管理機能を利用すれば、各出願案件の担当者は自身が担当する案件の応答期限情報を一覧表にして確認することができる。また、権限を有する者は、全ての期限管理対象案件の進捗を確認することができる。担当者ごとの進捗状況を確認し、現在の業務分担が適正であるか否かを検討するために利用することもできる。

指定した期間に応答期限を迎える出願案件を自動的に表示・通知・督促するアラーム機能を有するシステムもある。さらには、期限管理機能と各担当者のスケジュールを一元管理できるスケジュール管理

機能を有するシステムもある。

【2.2.2.12】包袋管理機能

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
包袋管理					

図表 2-2-19

包袋管理機能は、特許庁に提出した書類や特許庁から受領した書類をシステムに格納し、必要に応じて、包袋書類の照会を行うことができる機能である。

包袋をシステムに格納する方法としては、個別にファイルを格納する方法に加え、XML 形式のファイルを自動的に取り込む方法が用意されているシステムもある。他のシステムや出願管理ソフトとの自動連携も可能となる。

また、特許庁に提出する書類以外の資料も格納することができる。例えば、社内で作成した会議資料、製品に関連するパンフレット、調査報告書などの関係資料を包袋として格納することも可能である。格納するデータは XML 形式や CSV 形式のデータであれば、システムに一括で読み込むこともできる。

格納された包袋データは出願案件ごとに紐付けられる。関連する資料を一元的に管理し、必要な時に必要な情報を効率的に検索・参照することが可能となる。また、資料だけではなく、関連する情報の所在場所、例えば、web ページの URL、社内ファイルサーバ内のパス情報などを登録することもできる。

なお、包袋管理機能を利用する際には、ユーザーごとに社内での役割や役職、所属する部門やプロジェクトへの関与度合いなどを考慮して、利用できる機能および閲覧可能な範囲を設定するなど、セキュリティ対応が求められる。セキュリティ対応に関しては、【2.2.2.14】「セキュリティ対応」でも報告している。

【2.2.2.13】帳票出力機能

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
帳票出力					

図表 2-2-20

帳票出力機能は、主に特許庁への出願や中間処理などの手続きに関する書類を自動で作成する機能である。特許庁への手続きに関する書類だけでなく、知的財産管理業務で必要とされる様々な社内外向けの書類作成やデータ出力を登録されているデータを基に行うことができる。

帳票出力の一例	
出願管理	出願から登録、登録から権利維持手続きに関する様々な事項
期限管理	優先権主張期限／審査請求期限／各種手続期限など
年金管理	全対象案件／納付案件／納付状況一覧／納付書など
経費管理	補償金／各種経費／領収書／支払明細書など

図表 2-2-21

本機能を利用すれば、同じ仕様の書類を複数作成する際に便利である。また、多くの場合、システムに登録されている雛型に加え、独自のレイアウトや記載項目で独自帳票を作成することができる。また、帳票は任意のファイル形式にて作成することができる。

【2.2.2.14】セキュリティ対応

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
セキュリティ対応					

図表 2-2-22

知的財産管理システムにおけるセキュリティ機能とは、知的財産権管理ツールを使用するユーザーの役割、役職、所属部門などに基づいて利用可能な機能を制限すること、ならびに、社内外からの不正アクセスを防ぐための機能である。

知的財産管理にシステムには多くの未公開情報や機密情報が含まれている。また、同じ企業内・組織内であっても出願前の情報や出願後であっても公開前の情報も含まれている。そのため、知的財産管理システムに登録されている情報の取り扱いには注意が必要となる。

利用可能な機能を制限する場合、ユーザーごとに社内での役割や役職、所属する部門やプロジェクトへの関与度合いなどを考慮して、利用できる機能および閲覧可能な範囲を設定する。多くの場合、システム管理者がその設定を行うことができる。

不正アクセスを防ぐためには、ID やパスワードによる認証手続きに加え、通信の暗号化や接続先のドメイン制御、クライアント証明書などの併用が可能である。また、証跡管理（一般的に言われているログの収集・検索に加え、システムの運用ルールを定め、ルール外のログを詳細調査することで、システムが正しく運用されていることを監査すること）の機能を有するシステムもある。

【2.2.2.15】知的財産管理クラウドサービス

機能の主な利用時期（イメージ）

機能名	発明	出願	中間処理	登録	登録後
知財管理クラウドサービス					

図表 2-2-23

知的財産管理クラウドサービスは、知的財産管理システムの一機能ではなく、サービスの提供形態に関するものである。本サービスは、従来、主流であったオンプレミス型（自ら購入もしくはリースしてサーバを設置し、管理運用するシステム形態）で提供していた知的財産管理システムの機能をクラウド環境で提供しているサービスのことである。

本機能については【2.2.3】「注目機能の抽出」にて機能紹介を行うため、本節では機能概説を省略する。

【2.2.3】注目機能の抽出

民間事業者が提供する知的財産管理システムおよびサービスに関して情報収集および整理を行った。また、それらの中から以下の5つの機能およびサービスを「注目すべき機能またはユーザーに有益であると思われる機能」として抽出し、追加調査を実施した。なお、追加調査に際しては、提供会社へのヒアリング、提供会社による機能デモンストレーションなどを通して各機能の詳細を確認した。

追加調査の対象	
1	知的財産管理クラウドサービス ⇒ 機能紹介記事【6.5.7】「知的財産管理クラウドサービス」
2	年金管理サービス ⇒ 機能紹介記事【6.5.8】「年金管理サービスの活用」
3	法制度・改正情報
4	経費管理機能
5	外部連携機能

図表 2-2-24

それらの結果を基に、「特許管理クラウドサービス」および「年金管理サービスの活用」のテーマに関する機能紹介記事を作成した。詳細は別添資料【6.5.7】「知的財産管理クラウドサービス」、【6.5.8】「年金管理サービスの活用」を参照されたい。以下、5つの「注目すべき機能またはユーザーに有益であると思われる機能」に関して概説する。

【2.2.3.1】知的財産管理クラウドサービス

知的財産管理クラウドサービスは、知的財産管理システムの一機能ではなく、サービスの提供形態に関するものである。本サービスは、従来、主流であったオンプレミス型（自ら購入もしくはリースしてサーバを設置し、管理運用するシステム形態）で提供していた知的財産管理システムの機能をクラウド環境で提供しているサービスのことである。

2013年にクラウドサービスの知的財産管理システムが提供され始め、それ以降、複数の提供会社が同様なクラウドサービスを提供している。サーバやソフトウェアなどの初期投資を必要としないことから、中小規模の企業でも導入しやすいというメリットを有する。費用面でのメリットに加え、メンテナンスやソフトウェアのバージョンアップなど、システムの維持管理は提供者が行うため、ユーザーの負荷が軽減できる。

さらに、クラウドサービスは管理対象としてシステムに登録した案件数に応じて課金される場合が多く、

月額精算も可能となっている。仮に管理対象とする案件数の増加によってデータ容量が急増しても、利用料金の変更のみで対応できるため、オンプレミス型と比較しても、システム変更などの対応が容易である。

また、クラウドサービスの場合、オンプレミス型のように新たなサーバ設置や専用通信回線の設置も不要であるため、より容易にインターネット経由で海外拠点や外部の特許事務所などの提携先とのデータ授受および連携することが可能となる。

本機能に関しては、【2.3】「機能紹介記事」でも報告している。詳細は別添資料【6.5.7】「知的財産管理クラウドサービス」を参照されたい。

【2.2.3.2】年金管理サービス

知的財産管理業務の一つに特許などの権利を維持するために各国特許庁などに納付する年金の管理業務がある。年金管理の手法としては、自社管理の他に外部委託（年金管理会社による管理、特許事務所による管理など。以降、年金管理会社と特許事務所を併せて「年金管理サービス会社」という。）という選択肢がある。

年金管理サービス会社が提供しているサービスは主に期限管理、期限通知、納付料の算定、納付代行、納付完了報告、管理対象案件データの更新および検証などで構成されている。このように年金管理サービス会社の中には期限管理サービスだけでなく、納付代行など年金管理に関する様々なサービスを提供しているところがある。

管理対象案件数の多少にかかわらず、知的財産管理システムは未導入であり、自社管理では不安を感じる場合などには年金管理に関する全ての業務を年金管理サービス会社に委託するという選択肢もある。また、知的財産管理システムは導入済みであり、自社管理を行いながら、安全性を高めるために年金管理サービス会社に補足的に期限管理だけを委託するという方法も考えられる。

本機能に関しては、【2.3】「機能紹介記事」でも報告している。詳細は別添資料【6.5.7】「年金管理サービスの活用」を参照されたい。

【2.2.3.3】法制度・法改正情報

知的財産管理システムには、特許法、実用新案法、意匠法および商標法などの法制度情報が収録されている。これらの情報は、知的財産管理システムで管理対象とする国・地域の法的期限、番号形式、手続き上の注意点、年金費用などを自動計算するための根拠となるマスターデータである。マスターデータは必要に応じてユーザーが追加・編集することもできる。

なお、法改正があった場合には、速やかにシステム内のマスターデータを更新する必要がある。提供会社は何れもこのマスターデータを更新するための法改正情報を提供している。

その頻度は不定期が多く、年間 1 回から 2 回程度という場合が多い。法改正情報の提供は有償の保守契約が前提であり、法改正情報はユーザー向けのメールマガジンや管理者向けのメールに添付して配信し、ユーザー自身が受け取ったファイルを利用して法改正情報の更新作業を行う場合が多い。なお、有償ではあるがオンサイト対応が可能なシステムもある。提供される情報は参考情報であるため、それらの内容を保証するものではないという前提となっている。法制度情報・法改正情報の収集および編集は社内弁理士、または協力関係にある特許法律事務所と連携している提供会社もある。

ユーザーはより精度の高い知的財産管理を実現するためにも、対象国、地域、更新頻度、対応する期限日の種類などをシステム選定の際などの検討項目にすることが多い。対応国・地域はサービス提供会社によって異なり、少ないもので 11 ヶ国、多いもので約 400 の地域・国を対象としている。対象国数・地域数が約 400 というシステムもあるが、州によって規則が異なる米国の商標を対象にしているためである。

なお、前述の知的財産管理クラウドサービスの場合、データ更新などの維持管理はサービス提供会社が実施するため、ユーザーは自ら法改正情報の更新作業を行うことなく、常に最新の状態でサービスを利用することができる。

法制度・法改正情報の提供に関しては、競合他社との差別化を図るため、対象国・地域を拡大していきたいという提供会社が多い。

各提供会社の対応状況一覧

	提供会社 ①	提供会社 ②	提供会社 ③	提供会社 ④	提供会社 ⑤	提供会社 ⑥	提供会社 ⑦
サービスの有無	○	○	○	○	○	○	○
対応国数	11ヶ国	40ヶ国	40ヶ国	140ヶ国	非公開	400地域	非公開
更新頻度	不定期	不定期	4半期ごと	半期ごと	不定期	4半期ごと	不定期
提供形態	メール	メール	メールなど	メール	メールなど	メール	メール
拡張予定	○	○	未定	未定	○	○	○

図表 2-2-25

【2.2.3.4】経費管理機能

発明から知的財産権の取得および維持に関連する様々な経費を登録・管理する機能である。

案件ごと、発明者ごと、部門ごと、期間別、費目別、支払先ごとなど任意の条件により経費情報を検索し、集計することができる。指定のデータ形式で出力することも可能である。社内の経理システムと連携可能なシステムもある。また、登録されている実績データを活用して、次年度以降の予算を試算することも可能である。

管理対象とする案件数が多くない場合、表計算ソフトを利用することも可能だと思われるが、経費管理ツールが表計算ソフトなどと異なる点は、主に以下であると考えられる。

経費管理ツールと表計算ソフトの相違点の一例	
1	各国の法制度情報・法改正を有する
2	各国特許庁などのオフィシャル・フィーなど料金データを搭載する機能を有する
3	代理人の仲介費用などを登録する機能を有する
4	集計の観点を任意に設定できる
5	多様な報告書形式で出力が可能である
6	統計分析機能を有する

図表 2-2-26

外国案件を管理する場合は国内案件の管理項目に加え、海外特許庁のオフィシャル・フィー、外貨による海外代理人費用、また、それらの費用を円換算する際の為替データなども管理対象となる。そのため、外貨に対応しているシステムも多い。知的財産管理システムには各種費用などを自動計算するための根拠となるマスターデータが搭載されている。経費管理機能の自動計算もこのマスターデータを利用する。

また、過去の実績データの管理に加え、費用単価や予測件数データを基にした次年度以降の費用算出が可能となっているシステムが多い。そのため、本機能は企業などだけでなく、出願業務を代行している特許事務所などの組織においても活用されている。特許事務所は顧客である出願人に対して、次年度以降に発生することが予測される費用の試算を行い、情報提供を行う場合などに本機能を活用することができる。

さらには、関連ツールとして、経費予測ツールを単体で提供している提供会社もある。経費予測の根拠となる各国の代理人費用、翻訳費用などに関しては、協力関係にある世界各国の出願代理人事務所から収集したデータを基に平均値を算出し、初期値として登録している。また、為替データに関しては 1 週間に 1 回、銀行の為替データを取り込み、情報更新を行っている。ユーザーは経費予測の根拠となる各種パラメータを任意に変更することが可能であり、様々な前提、仮説に基づいて経費予測を行うことができる。

また、市販されている知的財産管理システムとの連携も可能であり、管理システムに登録されている過去の実績データを参照し、より精度の高い予測を行うことが可能である。知的財産管理システムとの連携は、XML、CSV または XLS データのインポートなど複数の連携手法を用意している。

各提供会社の対応状況一覧

	提供会社 ①	提供会社 ②	提供会社 ③	提供会社 ④	提供会社 ⑤	提供会社 ⑥	提供会社 ⑦
機能の有無	○	◎	○	◎	◎	◎	◎

◎標準機能 ○オプション機能

図表 2-2-27

【2.2.3.5】外部連携機能

各国特許庁などが提供する公報データベースや商用データベースなどの公報データ連携、特許事務所などの社外の組織との情報共有やデータの同期、各種連絡を行うことが可能な機能である。なお、本機能はオンプレミス型でもクラウドサービスであっても同様な機能を利用することができる。

公報データとの連携においては、知的財産管理システムに登録されている案件の公報データ（テキストデータやイメージデータ）、審査経過情報などをハイパーリンク機能で参照したり、データを取得し、登録済みデータの更新を行ったりすることができる。自社の知的財産管理システムに管理対象となっている全ての公報データを格納する必要がなく、必要な時に外部の公報データベースと連携させることで業務の効率化および費用の削減を図ることが可能となる。

公報データや審査経過情報の参照や取得の方法は複数の手法が用意されている。ユーザーが自ら知的財産管理システムのハイパーリンク機能を利用して、必要な時に任意に参照したり、データを取得したりする方法に加え、予め外部の公報データベースに連携するルールを設定しておけば、設定した時間に管理対象案件の公報番号などの書誌情報・要約テキスト・審査経過情報などの自動取り込みをする。また、連携する頻度は24時間毎、1週間に1回、2週間に1回などと任意に設定できる場合が多い。なお、この自動取り込み機能の具体的な手法に関しては、提供会社によって異なる。

また、社外の特許事務所などの連携においては、情報共有やデータの同期に加え、特許事務所への出願依頼、中間処理手続き依頼などの指示連絡や手続き書類の授受などを行うことが可能となる。

さらに、特許事務所などの出願代理人が出願人に代わって各種データの入力を行うことが可能なシステムもある。同一データを出願人と代理人が、それぞれのシステムに入力する重複作業を排除し、リアルタイムな情報共有をすることも可能となる。本機能は多くの場合、知的財産管理クラウドサービスの利用が前提となる。

このデータの代行入力に関しては、【2.3】「機能紹介記事」でも報告している。詳細は別添資料【6.5.7】「特許管理クラウドサービス」を参照されたい。

【2.2.4】考察

本調査の一環として知的財産管理システムに関する調査を実施したが、サービス提供者は、特許情報を「いかに活用してもらうか」という視点で今後の知的財産管理システムを捉えているということが確認できた。

その一例として挙げられるのが複数の提供会社がすでに機能提供および拡張を計画している経費予測機能である。従来の経費管理機能に加え、自社の実績データや社外の参考データ（代理人手数料の平均値や最新の為替情報）などを基に将来の経費予測を簡単に行うことができるため、これまで経費管理の経験を有する知財部員が表計算ソフトなどを利用して行っていた負荷が高い業務を単に自動化するだけではなく、より客観的な情報を経営層などに迅速に提供することが可能となる。また、経費予測の前提条件などは容易に変更できるため、短時間で複数の選択肢を提供することが可能となる。

また、知的財産管理システムの提供形態が大きく変わろうとしている現状を確認することもできた。従来のオンプレミス型に代わって、知的財産管理システムにおいてもクラウドサービスの提供が始まっている。クラウドサービスは、導入時の初期費用および導入後の運用負荷を大幅に軽減することができるため、管理システムの導入に消極的であった中小企業などにとっても検討しやすい状況となっている。今後、より多くの企業や組織が知的財産管理システムを導入することが期待される。

【2.3】機能紹介記事

【1.2.1】「民間事業者が提供する高度な特許情報サービス」、【1.2.2】「民間事業者が提供する特許情報管理サービスの機能」で実施した調査、および【3】「民間事業者が提供する特許情報サービスのユーザー活用事例」で収集した情報を基に、「高度な特許情報サービス」または、「注目すべき機能またはユーザーに有益であると思われる機能」をより多くのユーザーに活用してもらうため、以下の機能およびサービスに関する機能紹介記事を作成した。

機能紹介記事一覧

タイトル	概要
1 概念検索機能の活用	概念検索機能とは検索対象とする文章（テキスト情報）を入力するだけで、検索システムが関連性の高いと思われる公報を抽出してくれる機能である。特許分類やキーワードを用いた検索に不慣れな場合などには有益な機能だと言える。概念検索の基本的な機能を紹介するとともに、想定される利用シーン、利用に際しての注意点などを紹介する。
2 ファミリー情報の活用	ファミリー情報とは優先権情報を基にした国内の出願、海外の出願情報を結びつけた情報である。単一の国で特許検索を行うのと同様に特許分類やキーワードを設定して複数国の特許出願を対象にした検索が可能であり、さらに、検索で HIT した集合はファミリー単位でまとめられた形とすることができる。このように複数国を一括して検索できる「ファミリー単位検索機能」などファミリー情報の活用方法を紹介する。
3 引用・被引用情報の活用	引用文献に関する情報は、無料で利用できる J-PlatPat の審査書類情報照会や経過情報照会から確認することができる。一方、被引用文献に関する情報は、J-PlatPat から確認することはできないため、商用データベースを利用する必要がある。活用事例を交え、引用・被引用情報の活用方法を紹介する。

	タイトル	概要
4	特許スコア情報の活用	特許の質・価値を客観的かつ自動的に算出した情報を「特許スコア」として提供している商用データベースもある。特許スコアの基本的な考え方および想定される利用シーンを紹介する。
5	SDI 機能の活用	「SDI 機能」は予め検索式を作成し、その検索式を登録し、検索結果の配信先などを設定しておけば、登録した検索条件に合致した技術情報が定期的かつ自動的に配信してくれる機能である。活用事例なども交え、機能概要を紹介する。
6	類似商標検索(称呼検索)	民間事業者が提供している国内商標データベースには民間事業者が商標に対して独自に称呼を付与しているデータベースもあり、称呼での検索洩れのリスクを減らすことが可能となる。検索事例と共に当該機能の特徴を紹介する。
7	知的財産管理クラウドサービス	従来の知的財産管理システムはオンプレミス型（自ら購入もしくはリースしてサーバを設置し、管理運用するシステム形態）が主流であったが、近年、クラウドサービスの知的財産管理システムが登場しており、自社でのシステム構築が不要で、導入・運用コストの削減が可能となっている。クラウドサービスの概要および導入のメリットなどを紹介する。
8	年金管理サービスの活用	年金管理の手法としては、自社管理のほか専門業者である年金管理サービス会社などに委託するという選択肢がある。年金管理サービス会社に年金管理業務を委託する場合の概要およびメリットなどを紹介する。

図表 2-3-1

各記事の詳細に関しては、別添資料【6.5.1】～【6.5.8】の各機能紹介記事を参照されたい。

【3】民間事業者が提供する特許情報サービスのユーザー活用事例

【3.1】ヒアリング対象者の選定

民間事業者が提供する特許情報サービス（特許情報検索サービスおよび知的財産管理システム）を利用する国内ユーザーにおける活用事例を収集するため、以下の 7 社を対象にヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査対象者一覧（ヒアリング実施順）

※従業員数は 2016 年 12 月現在

ヒアリング対象	業種	従業員数
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	(連結) 10 万名以上
ヒアリング対象 B 社	化学	1 万名以上
ヒアリング対象 C 社	民生機器	1,000 名以下
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	1,000 名以下
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	500 名以下
ヒアリング対象 F 社	電気機器	(連結) 1 万名以上
ヒアリング対象 G 社	電気機器	(連結) 1 万名以上

図表 3-1-1

【3.2】ヒアリング項目の設定

現在、利用している特許情報サービスの利用状況を確認するため、以下 15 項目に関するヒアリング項目を設定した。また、対象者およびヒアリングの進行状況に合わせて、適宜、質問事項を追加した。

ヒアリング調査項目	
Q1	現在、利用中の商用 DB およびサービス名に関してお聞かせ下さい。 複数の場合、何種類でしょうか。
Q2	現在、利用中の商用 DB およびサービスを選定された最も大きな理由をお聞かせ下さい。
Q3	それら商用 DB およびサービスの利用範囲に関してお聞かせ下さい。ユーザー数、登録 ID 数など (例：知的財産部のみ、開発者も利用、営業なども含め全社員など)

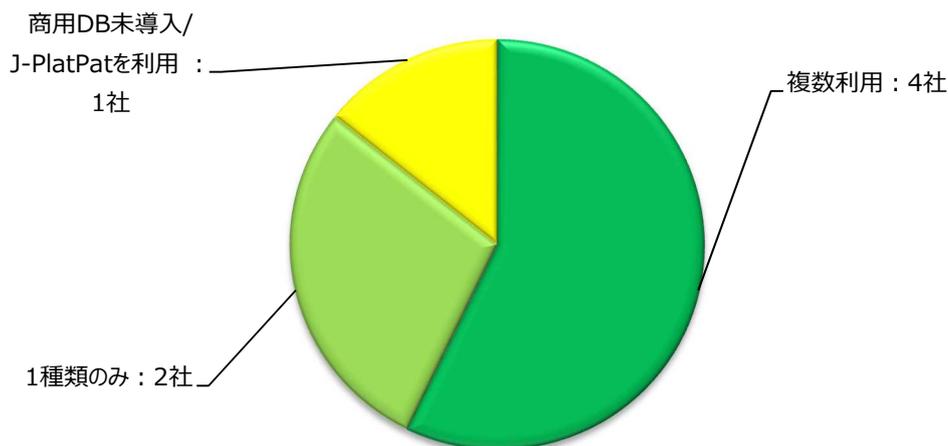
Q4	導入時教育に関してお聞かせ下さい。(回数、頻度、担当者、フォーカスした機能など)
Q5	導入効果が最も大きかったと感じている点は？
Q6	利用頻度が高い機能は？ 例えば、検索系では各種検索機能、ステータス、ファミリー、定期監視、情報共有など。管理系では各種期限管理、包袋管理、契約管理、費用管理機能など。
Q7	概念検索機能は利用しますか？ YES の場合、どのような場合に利用しますか？ 開発部門も利用していますか？
Q8	統計機能は利用しますか？ YES の場合、どのようなケースで利用しますか？
Q9	情報共有機能は利用しますか？ 例えば、開発部門と知的財産部門で技術分類を付与し情報共有するなど。
Q10	経営層の特許情報に関するご認識はどのようなものでしょうか？
Q11	経営層へは定期的に報告、情報提供されていますか？ YES の場合、その頻度は？
Q12	特許情報を経営戦略に利用している事例はありますか？
Q13	どのような特許情報を経営層に提供されていますか？
Q14	経営層に提供する情報は知的財産部門が作成していますか？ 外部委託ですか？
Q15	経営層への特許情報提供を知的財産部門が行っている場合、どのような工夫をしていますか？

図表 3-1-2

【3.3】ヒアリング調査

以下、【3.2】において設定した 15 項目の質問事項に対する回答である。

Q1. 現在、ご利用中の商用 DB およびサービス名に関してお聞かせ下さい。複数の場合、何種類でしょうか。



図表 3-1-3

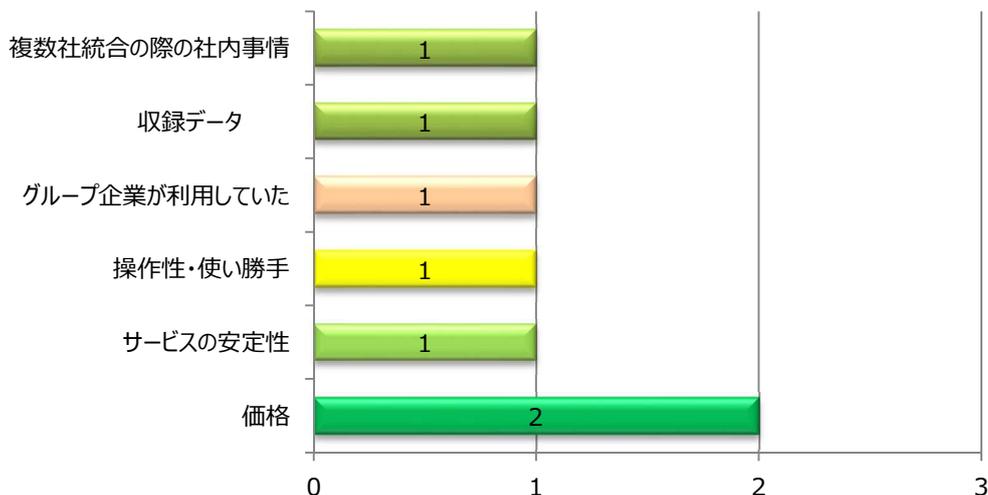
多くの場合、大手企業は複数の特許情報検索サービスを利用している。事業範囲も広く、社内ユーザーからの要望も多様化しているため、特定のサービスだけでは要望に応えることができないためとのことであつた。また、部門によって異なるサービスを利用している企業もあり、この企業ではサービスの選定に関しても、各部門に一任している。

特許情報検索サービスに関して、民間事業者が提供する特許情報サービスを利用していない企業が 1 社あつた。その理由としては、特許情報検索は J-PlatPat を利用しており、現状、機能的にも満足しており、重要案件の調査や出願前調査は外注して対応しているためであつた。また、年金管理業務は自社管理ができない程の保有件数でもないが、管理業務は外部委託しており、自社で年金管理業務の専門的人材を抱えることは困難だと考えている、との回答があつた。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	<p>検索：全社的には民間の特許情報検索サービスを利用している。その他のツールを利用している部門もあるが各部門に一任している。</p> <p>管理：詳細は非公開だが、自社開発したシステムを利用している。</p>
ヒアリング対象 B 社	化学	<p>検索：2014 年に現在利用している民間の特許情報検索サービスに切り替えた。国内の全研究所で利用可能であり、知的財産部門は他の民間検索サービスも利用している。J-PlatPat を利用することもある。</p> <p>管理：汎用 DB ソフトを基に自社開発したが、システム変更の時期を迎えている。今後はパッケージソフトでファミリー、群での管理なども実施したいと思っている。</p> <p>その他：商標部門が利用しているサービスの詳細は不明。多くの場合、外部に依頼していると思われる。</p>
ヒアリング対象 C 社	民生機器	<p>検索：民間の特許情報検索サービスを利用している。また、データ出力用に、他の民間検索サービスも併用している。</p> <p>管理：民間のシステムを利用している。</p>
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	<p>今後も民間事業者が提供する特許情報検索サービスを導入する予定はない。</p> <p>特許情報検索は J-PlatPat を利用しており、現状、機能的にも満足している。また、重要案件の調査は外注している。年金管理業務は自社管理ができない程の保有件数でもないが、外部委託している。自社で年金管理業務の専門的人材を抱えることは困難だと考えている。</p>
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	<p>検索：民間の特許情報検索サービスを利用している。</p> <p>管理：知的財産管理システムは未導入である。現状、管理対象の件数が少ないため自社にて表計算ソフトで管理している。</p>
ヒアリング対象 F 社	電気機器	<p>検索：民間の特許情報検索サービスを利用している。外国出願データの更新および整備用に別途外部委託してデータを手入している。</p> <p>管理：民間のシステムを利用している。</p>
ヒアリング対象 G 社	電気機器	<p>検索：民間の特許情報検索サービスを利用している。</p> <p>管理：国内拠点、海外拠点、それぞれ異なるシステムを利用している。近年中に新しいシステムに統合する予定。</p>

図表 3-1-4

Q2. 現在、ご利用中の商用 DB およびサービスを選定された最も大きな理由をお聞かせ下さい。(複数回答可) (回答数)



図表 3-1-5

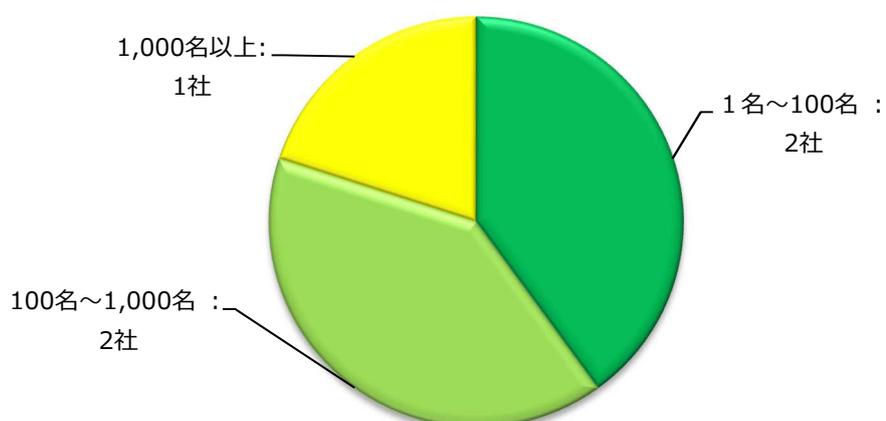
選定理由は「価格」、「安定性（事業継続性）」、「収録データ」、「使い勝手」、「複数社統合の際の社内事情」など様々であるが、機能的には各社、大きな差はないと感じている企業が多かった。また、現状に課題、不安材料を抱えている企業も存在した。今後、出願件数や出願国が増えた場合、現在利用しているシステムでは対応できなくなるかもしれないと不安を感じている、とする企業もあった。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	<p>検索：①サービス・事業の安定性、継続性、②中国特許情報を収録していたことの 2 つ。特に中国特許情報は重要課題であった。サービスの安定性、継続性については大手企業も多数利用しているので安心感があつた。</p> <p>グループ企業の多くが同じサービスを使っていたことも選定理由の一つである。</p>
ヒアリング対象 B 社	化学	<p>検索：選択理由は主に使い勝手であつた。特許情報検索サービスにおける使い勝手とは、画面レイアウトなどであり社内ユーザーに好評であつた。</p> <p>各社、大きな機能差はもはやないと感じており、収録している特許情報の国数などは余り問題とはならなかつた。日本、米国、欧州、中国、韓国、台湾の特許情報を必要としていた。</p> <p>検索履歴の管理機能が以前、利用していたサービスに似ていたというのも選定理由の一つであつた。プロジェクト単位での検索履歴を管理するのが容易であつた。</p>

ヒアリング対象 C 社	民生機器	<p>検索：自身が着任する前から利用しており、選定理由は不明である。</p> <p>管理：低価格であったこと。低価格であっても最低限の機能は搭載されている。しかし、将来、管理対象件数や対応地域が増えた場合は不安であり、課題の一つである。</p>
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	<p>今後も民間事業者が提供する特許情報検索サービスを導入する予定はない。</p>
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	<p>検索：低価格であること。機能は必要最低限のものだが、費用が安い。</p> <p>管理：導入していないため、未回答。</p>
ヒアリング対象 F 社	電気機器	<p>検索：F 社は複数企業が統合され設立された企業であり、新会社には現行ツールの利用者が多く、導入が容易であったためである。</p> <p>管理：統合前、自社開発システムを利用していた企業が複数あった。そのため、それぞれの自社開発システムを継承することは困難であった。現行システムは細かなワークフロー（一部カスタマイズ）、ペーパーレスが実現でき、効率が上げられると思った。統合の際、それぞれに異なっていた業務フローの統合も検討した。</p>
ヒアリング対象 G 社	電気機器	<p>未確認。知的財産管理システムに関する情報収集を主な目的としたため。</p>

図表 3-1-6

Q3. それら商用 DB およびサービスの利用範囲についてお聞かせ下さい。ユーザー数、登録 ID 数など



図表 3-1-7

大手企業の場合、知的財産部員に加え、全開発者が特許情報検索サービスを利用できることが多く、それに対して、中規模企業は、主に知的財産部員だけの利用に限定している場合が多い。

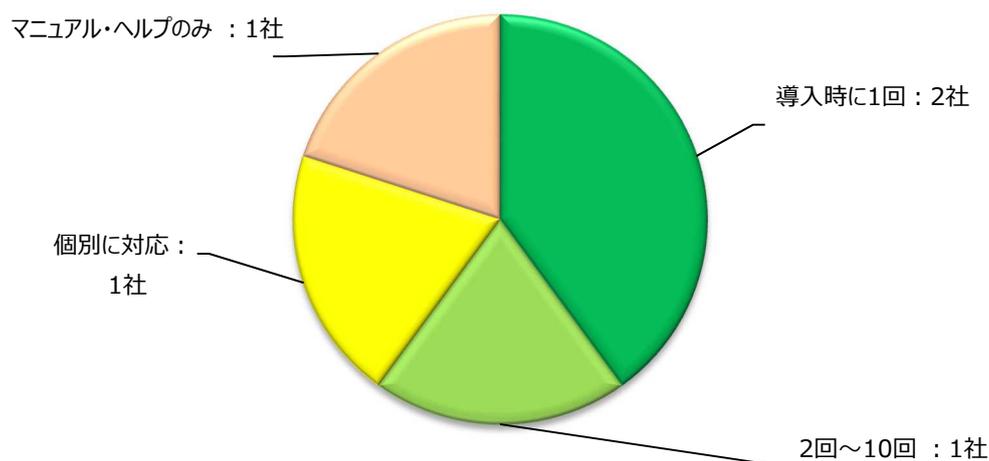
登録ユーザーが数万人という企業があったが、人事マスターデータを利用しているためである。人事異動に伴う特許情報検索サービスや知的財産管理システムのユーザー情報の修正作業を簡易にするためである。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	<p>検索：人事マスターデータを利用しているためユーザーID の登録は全社員だが、そのうち、実際に利用している技術者は約 8,000 人。</p> <p>また、資本比率が 51%以上の子会社、関連会社など約 20 社が共同利用している。</p> <p>海外拠点には特許調査の教育を受けた社員が赴任しているため、現地の開発者も調査を行う様になってきている。今後、効果が表れると期待している。</p>
ヒアリング対象 B 社	化学	<p>検索：全研究員が利用可能となっている。海外拠点では利用していない。現在、海外拠点の調査環境をどの様にしていくべきかを検討している。中国の拠点は SIPO の検索サービスを利用している。欧米の拠点に関する詳細は把握していない。ID の登録数は 700 名から 800 名だと思われる。</p>
ヒアリング対象 C 社	民生機器	<p>検索：知的財産部門員のみが利用している。知的財産部門員は 10 名。特許情報は専ら知財部門のみで活用している。開発部門の意識改革を進めているところである</p> <p>管理：知的財産部門員のみが利用している。なお、データ入力が可能なのは専任者のみで、他の部員は閲覧機能のみ利用することができる。</p>
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	<p>検索：導入していないため、未回答。</p> <p>管理：導入していないため、未回答。</p>
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	<p>検索：2ID を契約している。新規開発の部門と従来品の開発の部門で 1ID ずつ利用している。現状の利用方法では十分だと感じている。</p> <p>管理：導入していないため、未回答。</p>

ヒアリング対象 F 社	電気機器	<p>検索：知的財産部門員および技術開発者全員で約数百名が利用可能となっている。</p> <p>管理：知的財産部門員および技術開発者全員で約数百名が利用可能となっている。利用可能な機能、閲覧可能な情報はIDの権限によって異なる。関連会社とは共同利用していないが、海外の拠点から発明が多く出てくるようになったら、改めて検討しなければならないと思っている。</p>
ヒアリング対象 G 社	電気機器	未確認。知的財産管理システムに関する情報収集を主な目的としたため。

図表 3-1-8

Q4. 導入時教育に関してお聞かせ下さい。回数、頻度、担当者、フォーカスした機能など。



図表 3-1-9

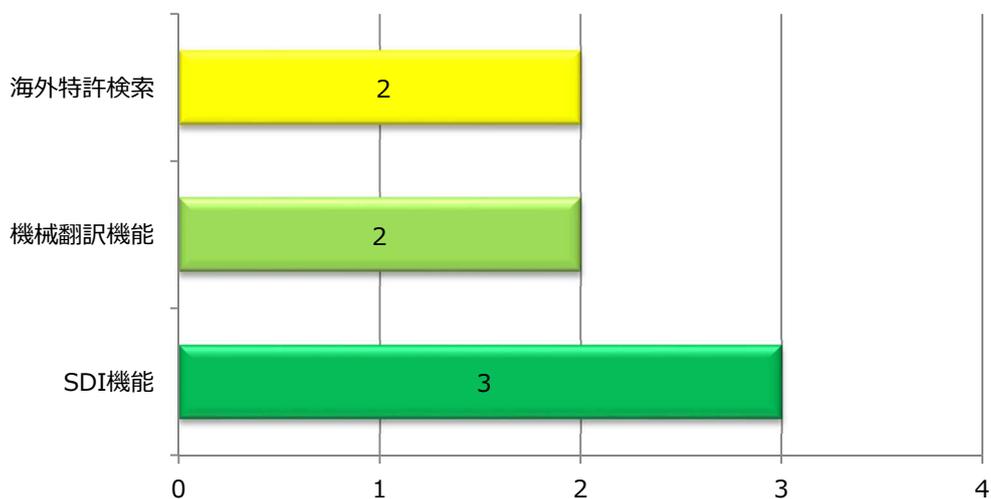
社内ユーザーに対する操作説明などは導入時に実施するものの、導入後も継続的に実施している企業は少数であった。中には新入社員教育の一環として、特許情報検索サービスの操作説明を行う企業もあった。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	<p>検索：2013 年に現行サービスに移行したが、導入時教育は 5 回から 10 回程度実施した。以前、利用していたサービスを導入した時に徹底して教育したため、移行時は前回よりも少ない回数で対応することができた。</p> <p>移行後の新たな教育は実施していない。移行時は検索式作成に関連する機能制限もあり、検索式の移行に時間を要した。現行システムが安定稼働するまでには 1 年から 2 年を要した。</p>
ヒアリング対象 B 社	化学	<p>検索：ユーザー教育は全員を対象に実施していない。合計 100 名以下だと思われる。なお、新入社員教育の一環として特許情報検索サービスの利用方法を教えている。また、ユーザーから問い合わせを受けた際に対応する程度である。</p>
ヒアリング対象 C 社	民生機器	<p>検索：サービス提供事業者が主催する説明会に参加する。導入時および年に 1 回程度はサービス提供事業者が来社し、説明してくれる。特に知的財産部門の新人社員向けである。</p>
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	<p>検索：導入していないため、未回答。 管理：導入していないため、未回答。</p>
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	<p>検索：利用する人が限られているため、導入時に説明会を実施しただけであり、特にその後 教育はしていない。</p>
ヒアリング対象 F 社	電気機器	<p>検索：すでに利用経験を有する者が多かったため特許情報検索サービスに関しては実施せず、マニュアルやヘルプを見て各自利用している。</p> <p>管理：統合業務などで多忙であったため、まずは知的財産部門員が開発部門の知財リエゾンおよび連携利用が可能となった特許事務所（10 から 20 事務所）向けに実施した。</p> <p>統合後、新たな管理システムで運用を始めた頃（開始から数か月間）は社内ユーザーからの問い合わせが多数あった。</p>
ヒアリング対象 G 社	電気機器	<p>未確認。知的財産管理システムに関する情報収集を主な目的としたため。</p>

図表 3-1-10

Q5. 導入効果が大きかったと感じている点は？（複数回答可）

【特許情報検索サービス】（回答数）

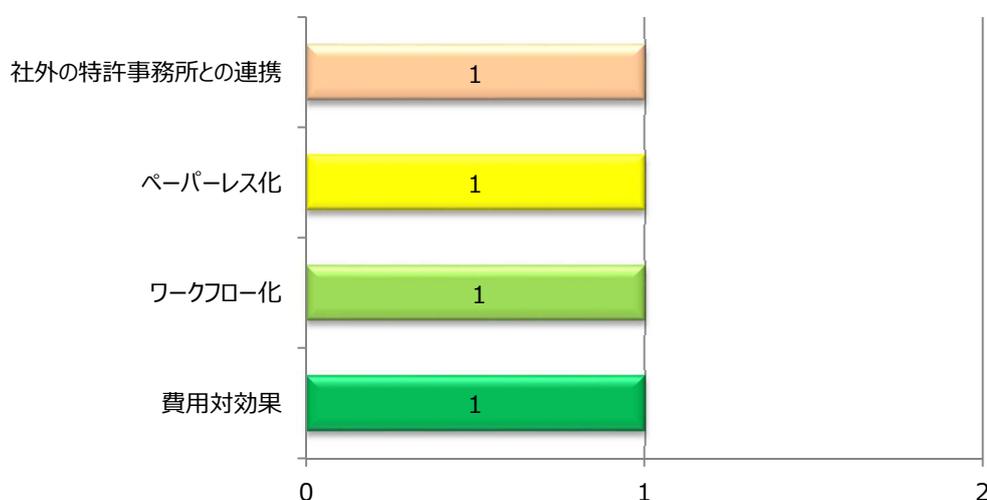


図表 3-1-11

特許情報検索サービスにおいて導入効果が大きかったと感じていることの一つに SDI 機能を挙げた企業が最多の 3 社であった。SDI 機能を活用することで研究者がより特許公報を読むようになったと複数の企業が回答している。SDI 機能に関しては、【2.3】「機能紹介記事」でも報告している。詳細は別添資料【6.5.5】「SDI 機能の活用」を参照されたい。

次いで、海外特許情報検索と機械翻訳機能能を導入効果が高いことの一つに挙げる企業が多い。機械翻訳機能の活用で翻訳費用を削減できたという企業もあった。

【知的財産管理システム】（回答数）



図表 3-1-12

知的財産管理システムにおいては、導入費用が低価格であったことが1社、ワークフロー化とペーパーレス化、さらには社外の特許事務所との連携が可能になったことが挙げられた。

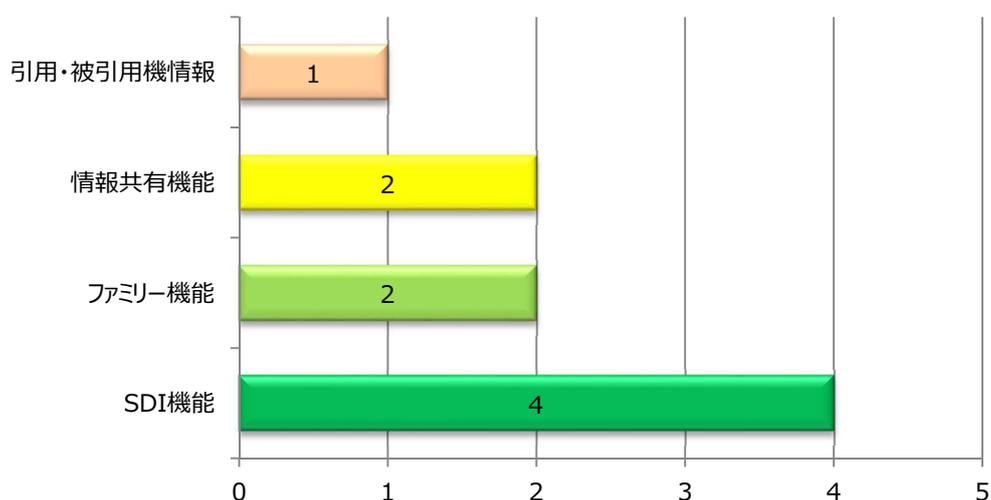
企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	検索：詳細は不明だが、翻訳費用を削減できたと思っている。以前は海外の特許を読む際、重要な案件は外部に翻訳依頼をしていた。現行サービスは、機械翻訳ではあるが翻訳機能を有しているため、概要は理解することができる。
ヒアリング対象 B 社	化学	検索：海外特許情報も検索できる環境になった。また、機械翻訳機能も利用できるようになった。 SDI 機能の配信先などの見直しを行い、研究者がより特許を見るようになった。グループ単位で担当を決めて（当番制）特許を確認する部署などもある。
ヒアリング対象 C 社	民生機器	検索：SDI 機能は便利だと感じている。SDI の結果から関連のありそうな特許を知的財産部門員が開発者に転送している。少しずつ、開発者も SDI 機能を使い始めている。 管理：低価格で費用対効果が高い。
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	検索：導入していないため、未回答。 管理：導入していないため、未回答。

ヒアリング対象 E 社	自動車部品	検索：製品別に SDI を設定し、効率良く特許を読むことができる様になった。
ヒアリング対象 F 社	電気機器	検索：海外の特許情報検索ができるようになったこと。 管理：ワークフロー化とそれに伴うペーパーレス化の効果が大きい。特許事務所と連携できるようになった効果も大きい。連携して利用している事務所には専用 PC を貸与している。
ヒアリング対象 G 社	電気機器	未確認。知的財産管理システムに関する情報収集を主な目的としたため。

図表 3-1-13

Q6. 利用頻度が高い機能は？ 例えば、検索系では各種検索機能、ステータス、ファミリー、定期監視、情報共有など。管理系では各種期限管理、包袋管理、契約管理、費用管理機能など。（複数回答可）

【特許情報検索サービス】（回答数）

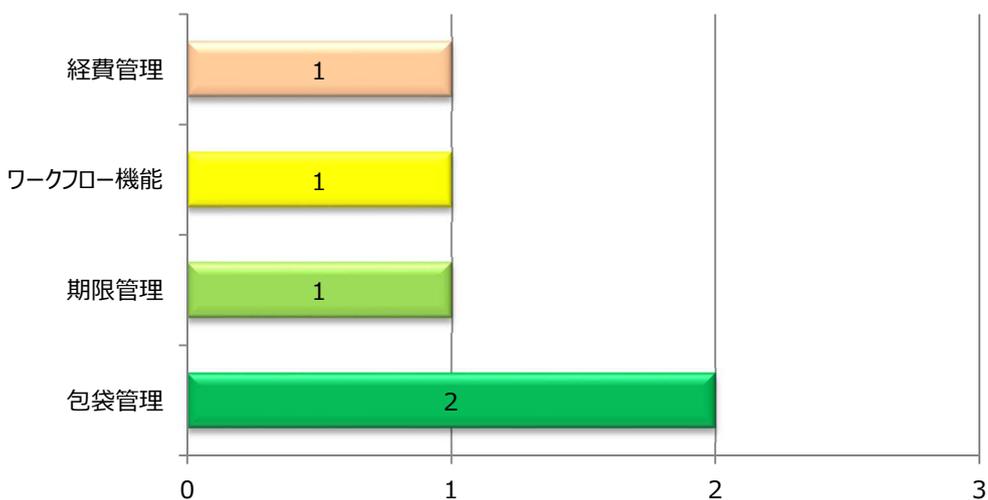


図表 3-1-14

Q5「導入効果」と同様に利用頻度が高い機能の一つに挙げる企業が最も多かったのが SDI 機能であり、7 社中 4 社であった。次いでファミリー機能、情報共有機能であった。SDI 機能の利用をきっかけに開発者、研究者も特許公報を読む機会が増え、問題特許の早期発見や知的財産部門と開発部門の

情報共有が可能になったという事例もある。また、部門ごとに SDI 機能を設定して活用したり、SDI 機能によって抽出された特許公報にコメントを付与し、情報共有を行っているという事例もあった。

【知的財産管理システム】 (回答数)



図表 3-1-15

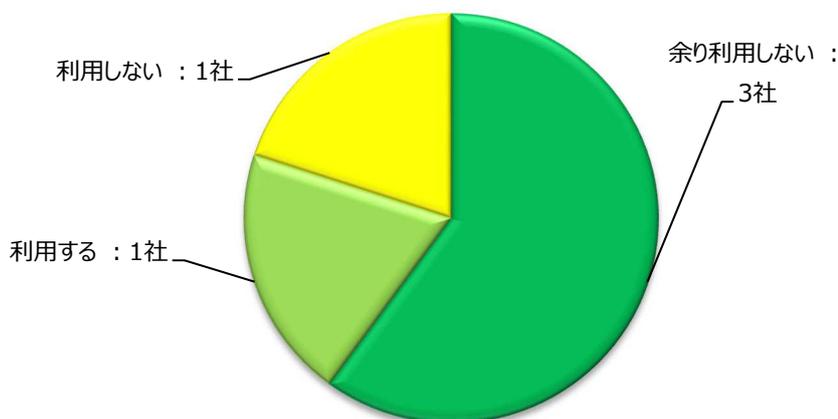
経費管理については月次で社長に説明の機会があるため、頻繁に利用するという企業があった。また、ワークフロー機能は毎日、利用しているという企業もあった。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	検索：プロジェクト情報共有 SDI 機能やファミリー機能などの利用頻度が高い。
ヒアリング対象 B 社	化学	<p>検索：社内ユーザーの 3 割から 4 割程度は公報を閲覧するためにサービスを使用している。特に SDI 配信の情報を閲覧するために使用している。</p> <p>その他、SDI 機能、ステータス情報 情報共有機能などは利用頻度が高い。情報共有機能の具体例としては、検索結果にコメントを付与し、特許検索サービスが搭載している機能を用いてメールで関係者と情報を共有、協議を行う。SDI 機能の具体例としては、知的財産部門だけで利用している SDI 機能である特許分類に該当する特許の全部を見ている。1 週分で約 100 件程度であり、SDI の対象は日本特許のみ。外国特許で SDI 機能を利用する場合は該当分類全般ではなく、各担当分野の範囲で実施することになると思う。</p> <p>その他、ハイライト機能を利用する頻度が高い。特許を読む際、ハイライト機能は時間短縮のために必須である。</p>

ヒアリング対象 C 社	民生機器	<p>検索：通常の検索機能の利用頻度が高い。知的財産部門員が主に利用しており、侵害防止調査などに利用している。また、SDI 機能の利用が多い。開発者が SDI 機能を利用して特許を読むようになった。</p> <p>管理：期限管理、包袋管理、経費管理などの利用が多い。経費管理については月次で社長に説明の機会があるため、頻繁に利用する。</p>
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	<p>検索：導入していないため、未回答。</p> <p>管理：導入していないため、未回答。</p>
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	<p>検索：図面を見れば、ある程度の判断ができる技術が多いため、図面の一覧表示は重宝している。</p> <p>その他、ファミリー表示が便利のため利用頻度が高い。引用・被引用文献の表示機能は出願前や無効資料調査の先行例探しに役に立っている。</p>
ヒアリング対象 F 社	電気機器	<p>検索：開発者は特許の有効性の評価などの確認のために利用している。</p> <p>管理：ワークフロー機能や電子包袋機能の利用が多い。ワークフロー機能は毎日利用する。毎朝、出社後にシステムにログインすると、先ずワークフロー機能の一画面が表示され、そこに自分のタスク一覧が表示される。そこから業務が始まる。</p>
ヒアリング対象 G 社	電気機器	<p>検索：日本製のシステムでは SDI 機能や他者特許のモニタリング機能があり、また、ヒットした案件を評価するため関係者に回覧するワークフローの機能もあり、便利だと感じる。海外製の特許情報検索サービスには同様な機能がないかもしれない。</p>

図表 3-1-16

Q7. 概念検索機能は利用しますか？ YES の場合、どのような場合に利用しますか？ 開発部門も利用していますか？



図表 3-1-17

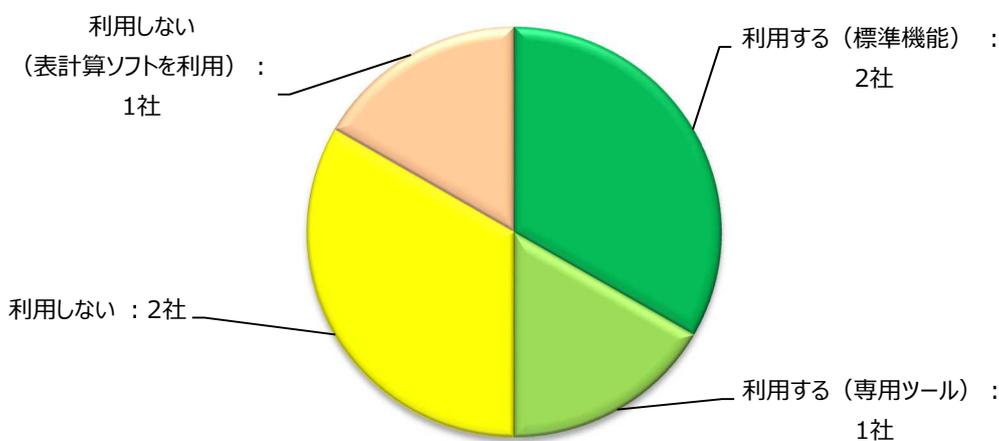
知的財産部門でも利用しているという事例は 1 社のみであったが、開発部門においては開発テーマを検討する際などに利用しているのではないかと企業が複数あった。概念検索機能を利用しないのは、「再現性がない」、「抽出された理由が明確ではない」、「製品が限られているため、特許分類である程度検索ができる」という理由であった。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	検索：概念検索機能を利用するか否かは調査目的によって異なる。再現性がないと思っており、例えば、種文章の「てにをは」を修正しただけで検索結果が異なる可能性もある。分類やキーワードとは異なり、根拠が良く分からず、検索漏れが多いのではないかと考えている。開発者が自身の研究テーマに類似する特許を探す場合には利用できると思っている。
ヒアリング対象 B 社	化学	検索：概念検索を利用するのは月間 10 検索程度だと思う。個人的には概念検索の結果に余り納得できないという印象を抱いている。開発者が新規テーマを検討する際に参考情報を得るために検索する程度である。 実際に検索しても、抽出されるべき特許公報が抽出できないことが多いのではないかと。なぜ抽出されたか、わからないというのは利用しにくい。それでも類似特許を探すため、試すことはある。

ヒアリング対象 C 社	民生機器	検索：開発者には良いかも知れないが既述の通り、利用者は主に知的財産部門員のため、余り利用していない。
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	検索：導入していないため、未回答。 管理：導入していないため、未回答。
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	検索：利用していない。製品が限られているため、特許分類である程度検索ができるためである。
ヒアリング対象 F 社	電気機器	検索：開発者は結構利用していると思う。また、知的財産部門員も発明提案書を開発者から受領した時に概念検索機能を利用して関連技術、公知例を確認している。
ヒアリング対象 G 社	電気機器	未確認。知的財産管理システムに関する情報収集を主な目的としたため。

図表 3-1-18

Q8. 統計機能は利用しますか？ YES の場合、どのようなケースで利用しますか？



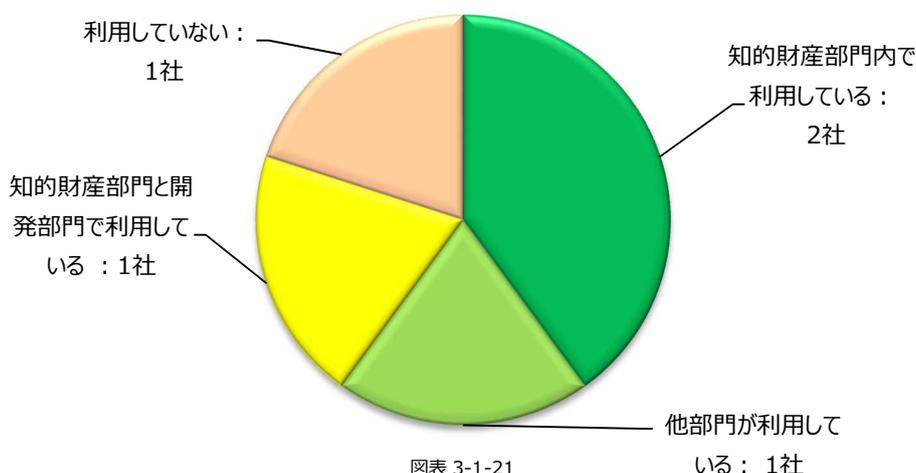
図表 3-1-19

特許情報検索サービスに搭載されている機能に加え、他の専用ツールも契約し、事業戦略や競合分析のために積極的に統計機能を利用している企業がある反面、利用していないという企業も多い。特許情報検索サービスから対象データを出力し、独自に表計算ソフトを利用して作表しているという事例もあった。積極的に統計機能を利用している企業は何れも大手企業である。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	検索：現行サービスの分析機能は利用していない。しかし、標準機能にも結果を可視化する機能はあり、技術部門などはそれらの機能を利用している。
ヒアリング対象 B 社	化学	検索：統計分析、ランキング、検索サービスに搭載されている機能も利用するが、可視化は他のツールを利用する。 他のツールも契約しており、実務で活用している。検索のため、事業戦略のため、両方の分析機能は使うことがある。グラフの有無だけではないが共同出願人を検索、分析した例もある。分類を調べる際にも利用する。
ヒアリング対象 C 社	民生機器	検索：利用していない。現行サービスからデータを出力して、表計算ソフトなどで表を作成する。
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	検索：導入していないため、未回答。 管理：導入していないため、未回答。
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	検索：利用していない。
ヒアリング対象 F 社	電気機器	検索：開発者やリエゾンスタッフがベンチマーク企業の動向を調べる際に利用している。
ヒアリング対象 G 社	電気機器	未確認。知的財産管理システムに関する情報収集を主な目的としたため。

図表 3-1-20

Q9. 情報共有機能は利用しますか？ 例えば、開発部門と知的財産部門で技術分類を付与し情報共有するなど。



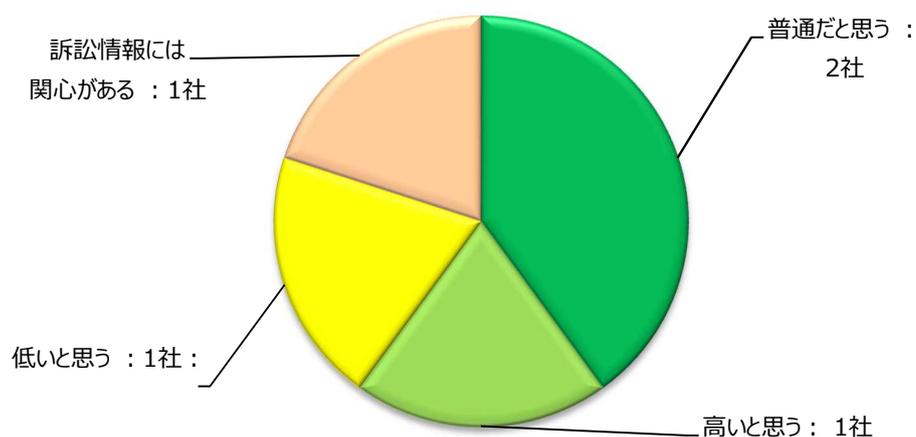
知的財産部門と開発部門で情報共有している事例もあるものの、自部門内での情報共有に限定している場合が最も多い。また、独自分類を作成し、付与している事例もあったが、少数であった。あるテーマや技術に関する検索結果集合、または SDI 結果に付与された情報を共有している事例もあった。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	検索：知的財産部門と技術部門とは情報共有していない。技術部内部ではプロジェクト単位で情報共有をしている。特定の技術部門は独自コードを付与し、関連特許を閲覧できるようになっている。新たな技術を担当する部門はテーマの変化も激しく、情報を纏めるまでには至らない。
ヒアリング対象 B 社	化学	検索：利用することがある。独自分類を付与することはないが、ある技術に関連する特許を集める調査をすることもある。ある集合（競合出願とか）について全件に対して独自分類付与するようなことはしていない。既存の特許分類 IPC や FI だけではやはり十分でない。F タームは活用できていない。
ヒアリング対象 C 社	民生機器	検索：SDI に対する評価データなどを知的財産部門の中だけで利用している。
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	検索：導入していないため、未回答。 管理：導入していないため、未回答。

ヒアリング対象 E 社	自動車部品	検索：利用していない。
ヒアリング対象 F 社	電気機器	検索：開発者同士や、知財と開発で同じ集合を共有する際に利用している。
ヒアリング対象 G 社	電気機器	未確認。知的財産管理システムに関する情報収集を主な目的としたため。

図表 3-1-22

Q10. 経営層の特許情報に関するご認識はどのようなものでしょうか？



図表 3-1-23

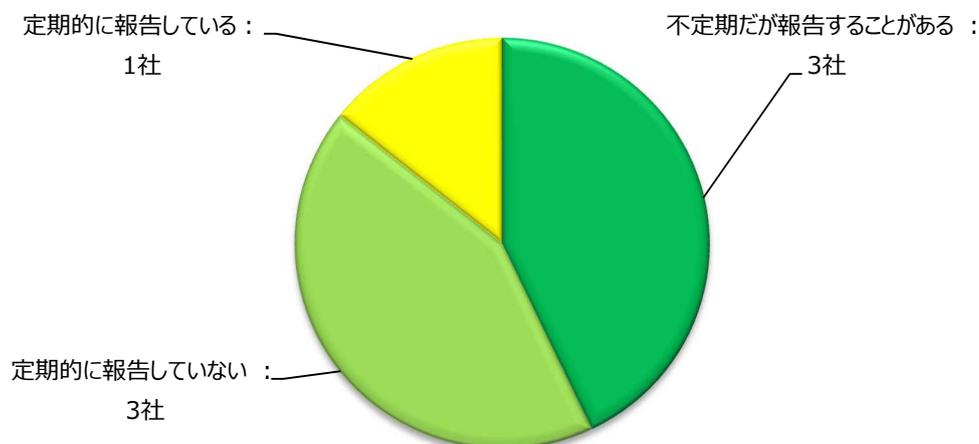
特許情報に全く興味がないわけではないが、競業企業や訴訟の情報に限定される傾向があるようである。中には知財費用に関する情報などを中心に毎月、経営層に定期報告しており、経営層のトップである社長の関心が高く、その影響を他の役員も受け始めているという事例があった。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	訴訟などに関しての情報には関心があると思う。
ヒアリング対象 B 社	化学	特にコメントなし。

ヒアリング対象 C 社	民生機器	高いと思う。特に社長は知財意識が高く、既述の通り、知財費用に関しては月次報告する機会が設定されている。役員も影響を受け始めた。
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	率直に言って自社の様な地場メーカーの経営層は知財に関する意識は低いと思っている。
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	常に意識しているわけではないが、ある程度気にはしているというレベルだと思う。
ヒアリング対象 F 社	電気機器	競合企業などの動向については関心を持っている。時にはトップから情報提供を求められることもある。
ヒアリング対象 G 社	電気機器	未確認。知的財産管理システムに関する情報収集を主な目的としたため。

図表 3-1-24

Q11. 経営層へは定期的に報告、情報提供されていますか？ YES の場合、その頻度は？



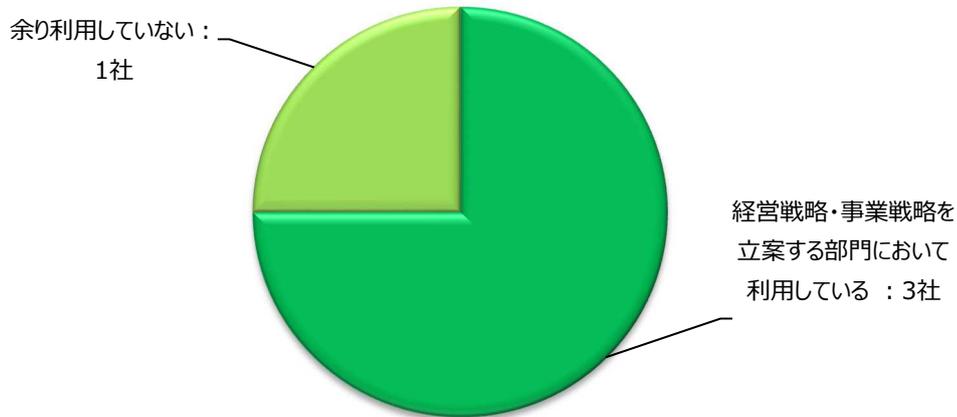
図表 3-1-25

経営層に対して特許情報を定期報告している事例は 1 社のみであった。その他は不定期ではあるが特許情報を提供している、または、今後は経営層に情報提供を行っていきたいと考えている企業が多い。なお、経営層に特許情報を提供するか否かに関しては、大手企業の場合、組織規模が大きい故、提供したくても、容易ではないという状況もある。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	定期的に報告はしていない。
ヒアリング対象 B 社	化学	定期的に報告はしていない。しかし、担当役員への定期報告に特許情報を含めることもある。知財啓蒙、特許と商標部門の統合など、知財に会社として力を入れているといえるが、トップに対して特許情報を提供してはいない。今後はグローバルに競合する外国企業などの情報を経営層へ提供していきたい。
ヒアリング対象 C 社	民生機器	既述の通り月次報告を行う。主に競合他者の注目特許、模倣品対策（中国）知財費用など。知的財産部門長の上司は社長である。ダイレクトに報告できる。
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	定期報告はしていない。今後はある技術分野の技術動向調査を行い 競合メーカーの出願状況、開発状況などを把握し、開発へのフィードバックと共に経営層へも結果を報告し、知財に関心を持ってもらい、今後の経営判断にも役立ててもらおうと計画している。
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	競合の出願傾向や、新しい技術の出願を発見した際などにスポット的に経営層に報告している。
ヒアリング対象 F 社	電気機器	不定期ではあるが、競合企業情報（件数の推移や、どのような技術分野へ出願しているなど）、類似技術、類似製品に関する情報を提供する。
ヒアリング対象 G 社	電気機器	不定期だが報告することがある。

図表 3-1-26

Q12. 特許情報を経営戦略に利用している事例はありますか？



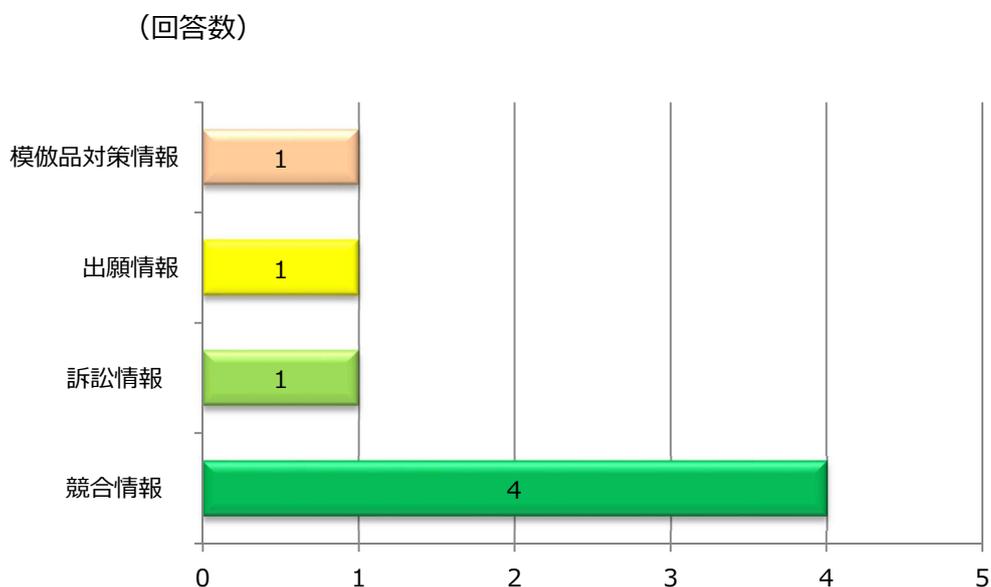
図表 3-1-27

大手企業の場合、経営戦略・事業戦略を立案する専門の組織があり、それらの部門においては利用している。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	事業戦略業務は技術企画部などが担当している。技術企画部は自分たちの仮説を追認する目的で特許情報を利用することがあるかもしれない。特許情報よりも日々の情報収集、人的ネットワークを通じて情報収集を行っている。 ある自動車メーカーでは年に 1 回、経営層に情報提供していると聞いた。定点観測の目的で実施しているらしい。その企業ではトップからの質問もあるらしい。
ヒアリング対象 B 社	化学	余り利用していない。対象分野では、特許による技術の独占は現状では困難だと考えている。
ヒアリング対象 C 社	民生機器	社長に対する報告は行っているが経営戦略というか、どの地域にどのような特許を出願するかという個別のテーマが多い。
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	特にコメントなし。
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	特にコメントなし。
ヒアリング対象 F 社	電気機器	戦略本部のスタッフは利用している。
ヒアリング対象 G 社	電気機器	未確認。知的財産管理システムに関する情報収集を主な目的としたため。

図表 3-1-28

Q13. どのような特許情報を経営層に提供されていますか？（複数回答可）



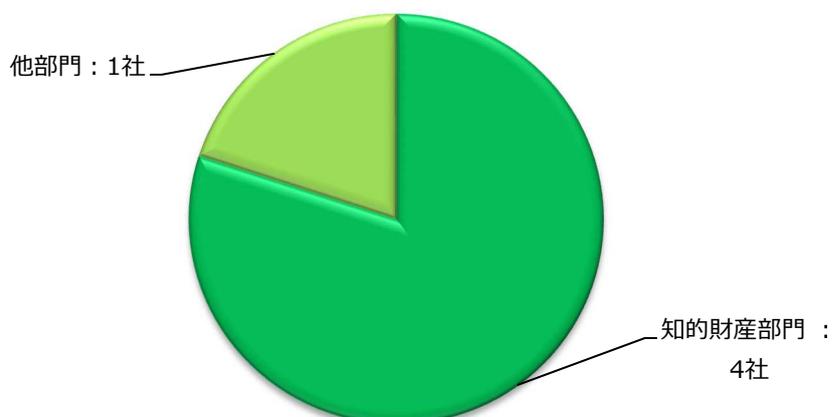
図表 3-1-29

最も多いのが競合企業に関する情報であり、訴訟情報、出願情報、模倣品対策情報としたのは各 1 社であった。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	特にコメントなし。
ヒアリング対象 B 社	化学	出願関連情報や訴訟情報などを担当役員には報告することはある。
ヒアリング対象 C 社	民生機器	主に競合他者の注目特許、模倣品対策（中国）知財費用など。
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	特にコメントなし。
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	狭い業界のため、競合他者の動向はチェックしており、何か大きな動きや発見があった際に経営層に報告している。特に競合が今までに無かったタイプの出願をしているなどの動きがあった場合は、経営層も関心を示す。
ヒアリング対象 F 社	電気機器	検索：競合企業情報（出願件数、登録件数、技術分野など）、類似技術、類似製品に関する情報を提供する。
ヒアリング対象 G 社	電気機器	海外の競合情報を経営層に提供した。

図表 3-1-30

Q14. 経営層に提供する情報は知的財産部門が作成していますか？ 外部委託ですか？



図表 3-1-31

多くの場合、知的財産部門が経営層に提供する特許情報の収集および作成を行っている。事業戦略を立案する部門が特許情報を含む様々な情報を収集しているという大手企業の事例もあった。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	技術企画部などが作成している。
ヒアリング対象 B 社	化学	知的財産部門が作成している。
ヒアリング対象 C 社	民生機器	知的財産部門が作成している。
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	特にコメントなし。
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	特にコメントなし。
ヒアリング対象 F 社	電気機器	知的財産部門が作成している。
ヒアリング対象 G 社	電気機器	知的財産部門が作成している。

図表 3-1-32

Q15. 経営層への特許情報提供を知的財産部が行っている場合、どのような工夫をしていますか？

特許情報を作成する上での工夫などに関しては具体的な活用事例は確認できなかったが、必要に応じて分析を外部に委託することはあるという回答が1社あった。状況に合わせて民間事業者が提供するサービスを併用している。

企業名	業種	回答
ヒアリング対象 A 社	輸送用機器	特にコメントなし。
ヒアリング対象 B 社	化学	知的財産部門から開発部門への提言を上層部から求められている。必要に応じて外部に解析を依頼することはある。
ヒアリング対象 C 社	民生機器	特にコメントなし。
ヒアリング対象 D 社	自動車内装	特にコメントなし。
ヒアリング対象 E 社	自動車部品	特にコメントなし。
ヒアリング対象 F 社	電気機器	特にコメントなし。
ヒアリング対象 G 社	電気機器	特にコメントなし。

図表 3-1-33

【3.4】考察

特許情報検索サービスにおいては、SDI 機能は便利であると感じている企業が多く、SDI 機能の利用をきっかけとして開発者、研究者も特許公報を読む機会が増え、問題特許の早期発見や知的財産部門と開発部門の情報共有が可能になったという事例があった。公的な特許情報サービスでは実現が困難である情報の共有を民間事業者が提供する特許情報サービスを利用して対応している。

また、複数国の特許出願を対象に調査を行う際、ファミリー情報の検索機能を利用しているという事例があった。複数国の特許出願をファミリー単位で一括して検索し、調査をひとつにまとめることができるので効率的なためである。

その他、引用・被引用文献に関する情報を活用しているという事例があった。引用文献の情報は、公的な特許情報サービスである J-PlatPat でも提供されているが、被引用文献情報は、民間事業者が提供する特許情報サービスを利用する必要がある。引用・被引用文献情報の表示機能は出願前や無効

資料調査の先行例探しに利用している。被引用文献数が多い特許公報というのは、それだけ多くの後願の特許出願に影響を及ぼしているものであり、重要な特許であると考えられている。

「SDI 機能」、「ファミリー情報」および「引用・被引用情報」に関しては【2.3】「機能紹介記事」で、別添資料【6.5.5】「SDI 機能の活用」、【6.5.2】「ファミリー情報の活用」、【6.5.3】「引用・被引用情報の活用」を参照されたい。

知的財産管理システムにおいては、ワークフロー機能、包袋管理機能などを併用することによって、ペーパーレス化を実現した事例や、社外の特許事務所との連携を実現した事例があった。一方、中小企業の中にはシステムを導入せず、表計算ソフトを利用している事例があった。導入時の負担大、運用の要員不足がその理由であった。

また、外国製のシステムを採用する企業が増加傾向にあることが確認できた。外国製のシステムもユーザーインターフェースなどの日本語対応が完了しているものが多く、各国法制度情報を豊富に搭載している点などが日本製システムと異なる点の一つと言える。

【4】利用目的に応じた海外特許情報へのアクセス方法の調査

【4.1】海外の特許情報を活用するための特許情報サービスの利用方法

各国特許庁などがインターネットを介して提供している特許情報サービスなどにおいて、以下に挙げる目的で特許情報サービスを利用するための方法について調査を実施した。

海外特許情報サービスを利用する際の主な調査目的

特許		意匠		商標	
1	企業動向調査	1	動向調査	1	企業動向調査
2	技術動向調査	2	出願前調査	2	出願前調査
3	出願前調査	3	侵害防止調査	3	侵害防止調査
4	侵害防止調査	4	権利状況調査	4	権利状況調査
5	権利状況調査	5	無効資料調査		
6	無効資料調査				

図表 4-1

【4.2】各国特許庁などが提供している特許情報サービスの比較

【1.2.6】に記載した方法・手順に基づき、以下の各国特許庁などが提供する特許情報サービスを対象に、利用目的（調査目的）ごとのアクセス先、サービス選定の理由を別添資料【6.3.1】～【6.3.3】「利用目的毎のサービス選定理由」にまとめ、さらに機能別に比較をおこない別添資料【6.4.1】～【6.4.3】「各国特許庁などが提供する無料の情報提供サービスの機能比較」にまとめた。

調査対象とした知的財産庁・機関			
1	日本国特許庁 (JPO)	7	中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局 (CTMO)
2	世界知的所有権機関 (WIPO)	8	韓国特許庁 (KIPO)
3	欧州特許庁 (EPO)	9	ドイツ特許商標庁 (DPMA)
4	欧州連合知的財産庁 (EUIPO)	10	インドネシア知的財産総局 (DGIP)
5	米国特許商標庁 (USPTO)	11	ベトナム国家知的財産庁 (NOIP)
6	中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO)	12	マレーシア知的財産公社 (MyIPO)

図表 4-2

なお、上記の各国特許庁などが提供する特許情報サービスについての概要は以下のとおりである。各利用目的（調査目的）におけるサービスの選定理由についての詳細については別添資料【6.3.1】～【6.3.3】「利用目的毎のサービス選定理由」を参照されたい。

1. 日本国特許庁(JPO)

海外特許の情報としては、中国・韓国特許を収録している中韓文献翻訳・検索システムや、ロシアや台湾などの J-PlatPat 未収録特許庁の特許情報を収録している FOPISER は、書誌情報が収録されているだけでなく、KW 検索にも対応しており、IPC 検索や KW 検索といった基本的な調査を実施するには十分な機能を有することがわかった。ただし、収録期間は限られており、他の特許庁のサービスをメインにしつつ、補完する目的で利用することが有効である。一方で、J-PlatPat を含め、統計分析機能や結果のエクスポート機能などはなかった。

2. 世界知的所有権機関(WIPO)

41 か国以上の特許情報、6 つの国や組織の意匠情報などが収録されている。検索項目も豊富であり、各項目の組み合わせ検索（AND、OR 検索など）が可能である。また書誌情報や請求項などのテキスト情報の機械翻訳機能、統計分析機能、エクスポート機能が充実しており、利用目的に応じて幅広く活用できることがわかった。新興国のデータ収録状況は限定されており、新興国の調査に利用の際は収録状況を確認し、他の特許庁のサービスをメインにしつつ補完的に利用することが有効である。

3. 欧州特許庁(EPO)

90 か国以上の特許の書誌情報が収録されており、収録量が多い。基本的な検索項目はあるが、各項目の組み合わせ検索（AND、OR 検索）などの複雑な検索ができない。テキスト情報の機械翻訳機能、やエクスポート機能があるものの、統計分析機能はない。また、新興国のデータの収録は限定した範囲のため、統計分析の目的や他の特許庁のサービスをメインにしつつ補完的に利用することが有効である。

4. 欧州連合知的財産庁(EUIPO)

欧州域を中心として意匠データベース Design View と商標データベース TMview のサービスを提供している。分類や物品名など基本的な検索に加え、検索結果に対する filter 機能があり、統計分析に利用できる。

また、アセアン地域に特化した、意匠データベース asean DesignView と商標データベース asean TMview を提供しており、新興国の意匠・商標調査の際に有効である。

asean DesignView は、ブルネイ、インドネシア、カボジア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの 9 ヶ国の意匠の情報を収録しており、検索機能としても必要な項目の検索が可能となっている。今回の調査対象国（インドネシア、ベトナム、マレーシア）での収録状況としては、ベトナムやマレーシアでは現地特許庁のデータベースの方が収録は良い状況で、インドネシアでは全体では現地特許庁のデータベースの方が収録数が多いが、過去 10 年の場合は asean DesignView の方が収録数が多い状況であった。

asean TMview は ASEAN（東南アジア諸国連合）加盟 10 ヶ国のうち、ミャンマーを除く 9 カ国の商標を収録しているデータベースである。各国の収録状況および更新頻度も大きな問題はなく、ASEAN 地域の商標を調査するには有用なツールである。今回の調査対象国であったインドネシア、マレーシア、ベトナムにおいては、各国特許庁の収録件数とも大きな差はなかった。

2017年3月の各国収録件数（収録件数順）		
インドネシア（832,845）	マレーシア（759,349）	シンガポール（636,299）
タイ（476,819）	フィリピン（382,323）	ベトナム（354,403）
カンボジア（75,271）	ブルネイ（40,110）	ラオス（28,949）

図表 4-3

5. 米国特許商標庁(USPTO)

米国の特許・意匠・商標の情報が網羅的に収録されており、情報量に不足はない。検索機能が特許・意匠の場合、2つの検索方法が存在するが、「Quick Search」では2項目での検索しか行えず複雑な検索を実行したい場合に不十分であり、また「Advance Search」は反対にコマンド式の検索で利用には慣れが必要となる。また翻訳機能や統計分析機能がないなど日本のユーザーにとって第1の選択肢とはなりにくい。

6. 中華人民共和国国家知識産権局(SIPO)

中国の特許・意匠については情報が網羅的に収録されており、情報量や検索機能に不足はない。英語のインターフェースもあるが、テキスト情報は中国語で収録されているため中国語で検索する必要があるこ

と、日本語や英語への翻訳機能や統計分析機能が有料会員向けのサービスとなり日本のユーザーが利用する際に注意すべき点がある。

7. 中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局(CTMO)

中国の商標の情報が網羅的に収録されており、情報量に不足はないが、インターフェースが中国語と英語であることが日本のユーザーにとって扱いにくさの要因の一つとなっている。しかし、他に代替手段がないことから、第1の選択肢となる。

8. 韓国特許庁(KIPO)

韓国の特許・意匠・商標の情報が網羅的に収録されており、情報量に不足はない。検索機能については、検索項目が豊富であり、複雑な検索が可能である。閲覧の際も、表示形式が4種類の形式から選択可能であり、また英語への機械翻訳の機能もあり便利である。インターフェースは韓国語に加え英語もあるが、英語で検索する際には検索補助機能（英語-韓国語自動翻訳機能）を使う必要があることなど、日本のユーザーが利用する際に注意すべき点がある。統計分析機能はない。

9. ドイツ特許商標庁(DPMA)

ドイツの特許・意匠・商標の情報が網羅的に収録されており、情報量や検索機能に不足はないが、翻訳機能や統計分析機能はない。ドイツ特許の全文テキスト情報が収録されかつ検索も可能であるため、利用目的によっては第1の選択肢となる。検索言語は英語/ドイツ語での検索が可能であるが、英語での検索は Title（発明の名称）、Abstract（要約）までで、ドイツ語では全文検索可能となっている。

10. インドネシア知的財産総局(DGIP)

インドネシアの特許・意匠・商標の情報が収録されており、収録件数や書誌情報といった情報量はEPOのEspacenetと比較しても多い。しかし、KW同士の検索といった複雑な検索機能がないなど日本のユーザーが利用する際に注意すべき点がある。収録情報が不完全、正しく検索できないなど不都合が多い。不定期にアクセスできなくなるなど、稼働状態も不安定である。このように不都合も多いが、現状他に収録状況が十分な代替できるデータベースがない状況である。

11. ベトナム国家知的財産庁(NOIP)

ベトナムの特許・意匠・商標の情報が収録されており、収録件数や書誌情報といった情報量は最も多

い。特許データベースにおいては、IP LibとDigiPatという2種類のデータベースがあり、IP Libは公開と登録の両方のデータを含んでいるが、要約に対する検索ができない（2017年1月現在）ことと、要約までの表示である。DigiPatは十分な検索機能と、請求項や実施例まで確認できる機能を有しているが、収録は登録特許のみである。このように一長一短あり、日本のユーザーが利用する際には目的に応じて使い分けをする必要がある。その他、JPOのFOPISERやWIPOのPatentScopeも収録は限られているが併用することをお薦めする。稼働状態は安定している。

12. マレーシア知的財産公社(MyIPO)

マレーシアの特許・意匠・商標の情報が収録されており、収録件数や書誌情報といった情報量は最も多い。インドネシアやベトナムと比較するとツールとしては安定している。検索機能についても基本的な検索が実行でき、閲覧についても、発明の名称、要約などが表示され便利である。しかし、検索データベースが2017年1月に新しいサービスに切り替わり、これまで利用可能であった機能（日付の範囲指定）が利用できなくなり、また要約のKW検索やIPC検索についても機能は備わっているが現在利用できなくなっているものがある（2017年1月現在）。このようにMyIPOの新しい検索データベースでは利用できる機能は限定されているが、収録状況の問題もあり、Espacenetなどの他のサービスでは不十分であるため、現状利用可能な機能で調査を行う必要がある。

【4.3】利用目的別の各調査に求められる要件

【4.1】「海外の特許情報を活用するための特許情報サービスの利用方法」の図表 4-1 に示したように、6つの具体的な調査目的を設定した。手引書を作成するにあたり、各調査目的を達成するために必要な要件や望ましい機能などを以下に示す。

1. 企業動向調査

事業戦略の計画・立案を目的とした調査であって、特に競合他者の動向を把握することを目的とする。したがって、名義検索機能があることが必要な要件となる。なお、動向を把握するためには分析軸が必要であるが、多くの場合、これらは日付や分類（IPC やロカルノ分類など）あるいは権利状況であり、これらの情報が収録されているかどうか、加工しやすい形で取得できるかどうか、といった機能も選定の際のポイントとなる。

動向とは、ある一定期間における推移を見ることも重要であるため、収録件数だけの単純比較ではなく時系列的にも十分な量の情報が収録されていることも重要な観点となる。なお、自動的に分析結果の図表を作成してくれる分析機能は必須ではないものの、利便性の観点で望ましい機能といえる。以上をまとめると次のようになる。

企業動向調査に求められる要件	
必須要件（検索）	名義検索機能（出願人、権利者など）
	KW 検索機能
必須要件（出力）	書誌データの一覧表示機能
求められる情報または要件	名義情報出願人、権利者など
	日付情報
	分類情報
	権利状況情報
望ましい機能	自動分析機能
	フィルタリング機能
	データのエクспорт機能

図表 4-3

2. 技術動向調査

事業戦略の計画・立案を目的とした調査であって、特に技術開発の動向を把握する。そのため、把握したい技術範囲を的確に限定する機能があることが求められる要件である。これは分類により限定する方法、KW により限定する方法、これらの組み合わせにより限定する方法などが一般的である。したがって、具体的には分類（IPC やロカルノ分類など）による検索機能や KW による検索機能が必要な要件となる。特に複数の検索項目（主に分類と KW）の掛け合わせができるのか否かという点は技術範囲を的確に限定できるかどうかに関係するため重要な機能差である。このとき、検索 KW が英語であれば正しく検索されるのか、原語でないと正しく検索できないのか、といった機能差も考察すべき観点となるが、これはテキストデータがどのように収録されているかというデータベースの収録状況に起因する場合と、検索機能として補完されているか否かという機能差に起因する場合とがある。また、動向を把握するためには分析軸が必要であるが、多くの場合、これらは出願人、日付、分類（IPC やロカルノ分類など）などであり、これらの情報が収録されているかどうか、加工しやすい形で取得できるかどうか、といった機能も優劣を判断するポイントとなる。

動向とは、ある程度の期間についての推移を見ることも重要であるため、収録件数の単純な比較だけではなく、時系列的に見ても継続して高い割合で収録されていることも重要な観点となる。なお、自動的に分析結果の図表を作成してくれる分析機能は、必須ではないものの利便性の観点で望ましい機能といえる。以上をまとめると次のようになる。

技術動向調査に求められる要件	
必須要件（検索）	分類検索機能
	KW 検索機能
必須要件（出力）	書誌データの一覧表示機能
求められる情報または要件	出願人情報
	日付情報
	分類情報
	権利状況情報
望ましい機能	自動分析機能
	フィルタリング機能
	データのエクスポート機能

図表 4-4

3. 出願前調査

特許、意匠、商標を出願し権利化する企業活動において事前に他者の先行文献を把握し、出願の可否あるいは出願内容の修正要否などについての判断材料を提供することを目的とする。ここで言う先行文献は公開情報を優先し、登録されているか否かはさほど重要視しなくても良い。そのため、公開情報と登録情報かを問わず収録情報は多い方が好ましい。また出願予定内容に類似する先行文献を的確に抽出したいため、技術範囲を的確に限定する機能があることが求められる要件である。これは分類とKWを組み合わせて限定する方法などが一般的である。したがって、具体的にはIPCやロカルノ分類などによる検索機能やKWによる検索機能が必要な要件となり、特に複数の検索項目（主に分類とKW）の掛け合わせができるのか否かという点は重要な機能差である。このとき、検索KWが英語であれば正しく検索されるのか、原語でないと正しく検索できないのか、といった機能差も考察すべき観点となるが、これはテキストデータがどのように収録されているかというデータベースの収録状況に起因する場合と、検索機能として補完されているか否かという機能差に起因する場合とがある。さらにKWも、請求項や要約を対象に検索できるのか、全文を対象に検索できるのか、といった点も確認すべきである。

また、検索の結果HITした文献の内容を確認する作業があるため、検索結果の表示機能も重要な機能差となる。具体的には、要約や図面など判断材料となる情報が表示されるか否かである。このとき表示される言語も、英語で表示されるのか、原語で表示されるのかといった違いは大きな差である。また、文献の内容が一覧形式で表示されると判断作業がスムーズに行えるため望ましい機能である。なお、翻訳機能は必須ではないものの利便性の観点で望ましい機能といえる。以上をまとめると次のようになる。

出願前調査に求められる要件	
必須要件（検索）	分類検索機能
	KW 検索機能
必須要件（出力）	要約など判断材料となる情報の表示機能
求められる情報または要件	分類情報
	テキスト情報（請求項、要約、全文が望ましい）
望ましい機能	分類とKWの組み合わせ検索機能
	請求項や要約などKWの検索対象を限定できる機能
	一覧表示機能
	翻訳機能

図表 4-5

4. 侵害防止調査

他者の産業財産権の影響回避のための調査であって、他者の権利を侵害しないように事前に他者の権利を把握することを目的とする。したがって、登録特許、登録意匠、登録商標の情報が十分に収録されていることが前提となる。そのうえで、販売予定商品の内容に類似する登録済みの特許、意匠、商標を的確に抽出できることが求められる要件である。例えば特許では、技術範囲を的確に限定する機能があることが重要であり、これは分類と KW を組み合わせて限定する方法などが一般的である。

したがって、具体的には分類（IPC やロカルノ分類など）による検索機能や KW による検索機能が必要な要件となり、特に複数の検索項目（主に分類と KW）の掛け合わせができるのか否かという点は重要な機能差である。このとき権利化された請求項やデザイン、商標に対し検索できる機能は侵害防止調査の場合には必須の機能となる。また、出願前調査と同様に検索 KW が英語であれば正しく検索されるのか、原語でないと正しく検索できないのか、といった機能差も考察すべき観点となるが、これはテキストデータがどのように収録されているかというデータベースの収録状況に起因する場合と、検索機能として補完されているか否かという機能差に起因する場合がある。

把握したい他者の先行文献は、権利が発生している特許、意匠、商標である。そのため、検索の段階で権利のないものを除外できれば効率的に調査することができる。具体的には権利状況で限定できる機能、登録公報だけに限定できる機能、日付検索機能（権利期間に限定できる）である。またデータベースの収録状況では登録情報が十分に収録されているか否かは重要な性能差となる。

また、検索の結果 HIT した文献の内容を確認する作業があるため、検索結果の表示機能も重要な機能差となる。具体的には、要約や図面など判断材料となる情報が表示されるか否かである。最終的な判断は請求項に対し行うので、請求項情報の表示機能は必要な機能となる。このとき表示される言語も、英語で表示されるのか、原語で表示されるのかといった違いは大きな差である。また一覧形式で表示されると判断作業がスムーズに行えるため望ましい機能である。なお、翻訳機能は、必須ではないものの利便性の観点で望ましい機能といえる。以上をまとめると次のようになる。

侵害防止調査に求められる要件	
必須要件（検索）	分類検索機能
	KW 検索機能
必須要件（出力）	請求項情報の表示機能

求められる情報または要件	分類情報
	テキスト情報（請求項は必須、要約と全文は望ましい）
	登録公報が十分収録されていること
望ましい機能	分類と KW の組み合わせ検索機能
	要約など判断材料となる情報の表示機能
	一覧表示機能
	翻訳機能
	権利状況検索機能
	日付検索機能
	公報種別限定機能

図表 4-6

5. 権利状況調査

他者の産業財産権の影響回避のための調査であって、既知の他者の特許、意匠、商標について権利状況を確認することを目的とする。したがって、権利状況の照会機能が求められる要件である。照会したい特許、意匠、商標については出願番号や登録番号で検索することが一般的であるため、番号照会機能が必要な機能となる。また HIT した文献の権利状況を確認するため、権利状況情報の表示機能も必要となる機能である。このとき表示される言語も、英語で表示されるのか、原語で表示されるのかといった違いも重要である。なお、翻訳機能は、必須ではないものの利便性の観点で望ましい機能といえる。

また、権利状況は時間の経過とともに変化あるいは蓄積されるべき情報であるため、情報の更新頻度および蓄積が適切になされているか否かという点はデータベースの重要な性能差となる。

権利状況調査に求められる要件	
必須要件（検索）	番号検索機能
必須要件（出力）	権利状況情報の表示機能
求められる情報または要件	権利状況情報
	権利状況情報の更新が適切になされていること
	少なくとも権利存続分に相当する量の情報が収録されていること
望ましい機能	日本語または英語による表示機能
	翻訳機能

図表 4-7

6. 無効資料調査

他者の産業財産権の影響回避のための調査であって、他者の特許や意匠に該当あるいは近い先行文献を見つけ、他者特許あるいは意匠の権利化を阻止することを目的とする。すなわち、他者特許あるいは意匠に類似する先行文献を的確に抽出したい。そのためには検索対象は多い方が良く、つまり収録文献数は多い方が好ましい。また検索方法の選択肢が多くなるという意味では検索機能も多い方が好ましい。一般的には分類とKWを組み合わせて検索するので、具体的には分類（IPCやロカルノ分類など）による検索機能やKWによる検索機能が必要な要件となり、特に複数の検索項目（主に分類とKW）の掛け合わせができるのか否かという点は重要な機能差である。見つけたい先行文献は、他者特許あるいは意匠の出願日もしくは優先日より前に公知であることが求められていることから、日付検索機能は必要な機能である。データベースの収録状況としては登録情報だけでなく公開情報も十分に収録されていることが望ましい。

検索の結果 HIT した文献の内容を確認する作業があるため、検索結果の表示機能も重要な機能差となる。具体的には、要約や図面など判断材料となる情報が表示されるか否かである。また類似すると思われる文献については明細書全体を確認することが想定されるため、全文の表示機能も必要な機能となる。このとき表示される言語も、英語で表示されるのか、原語で表示されるのかといった違いは大きな性能差である。また要約あるいは図面情報については一覧形式で表示されると判断作業がスムーズに行えるため望ましい機能である。なお、翻訳機能は、必須ではないものの利便性の観点で望ましい機能といえる。以上をまとめると次のようになる。

無効資料調査に求められる要件	
必須要件（検索）	分類検索機能
	KW 検索機能
	日付検索機能
必須要件（出力）	テキスト情報表示機能（要約、請求項全文）
求められる情報または要件	分類情報
	テキスト情報（全文が望ましい）
望ましい機能	分類とKWの組み合わせ検索機能
	要約や図面など判断材料となる情報の表示機能
	一覧表示機能
	翻訳機能

図表 4-8

【4.4】手引書（利用目的に応じた海外特許情報サービスへのアクセス方法）の作成

【4.3】利用目的別の各調査に求められる要件に基づき、利用目的に応じた海外の特許情報へのアクセス方法を各国・地域の利用目的ごとに取りまとめ、中小企業をはじめとするユーザーに周知するための手引書、「利用目的に応じた海外特許情報サービスへのアクセス方法」を作成した。

なお、手引書は基本的に、利用目的に即した事例として「課題」を設定し、①調査ツールの選定、②準備編、③実践編、④まとめ、⑤Point で構成されている。

①調査ツールの選定

収録状況としては文献数（国によっては年別の収録件数）、収録情報量（書誌だけなのか請求項などのテキスト情報も収録されているのか）を考慮した。検索機能としては、組み合わせ検索の可否や検索対象の細かさ（請求項に対する KW 検索機能の有無など）あるいは深さ（部分一致検索機能の有無など）を考慮した。表示機能としては、一覧表示の可否や表示されたテキスト情報の翻訳機能の有無あるいは結果のエクスポート機能の有無を考慮した。その他の機能としては統計分析機能、あるいはそれに相当する機能（filter 機能）および図表の表示機能の有無を考慮した。

以上をまとめると、国や利用目的ごとに、必須となる機能を備えており、かつ最も情報量が多いツールを選択することを主とし、さらに利用目的を達成するために必要な、あるいは効果的な機能を備えているツールが「最適」とあるという観点で選定作業を実施した。国別・利用目的別のツールの選定結果については【4.3】「利用目的別の各調査に求められる要件」を参照されたい。

②準備編

課題に対して正しく検索をするために必要となる情報を事前に把握しておく必要があるため、そのためにしておくべきことや注意点、あるいは参照先などを示している。

③実践編

課題に対し実際のアクセス方法、検索の仕方、結果の表示例、見るべき箇所、確認すべきことなどを実例とともに示し、海外情報の利用例としてユーザーの手引きをする。

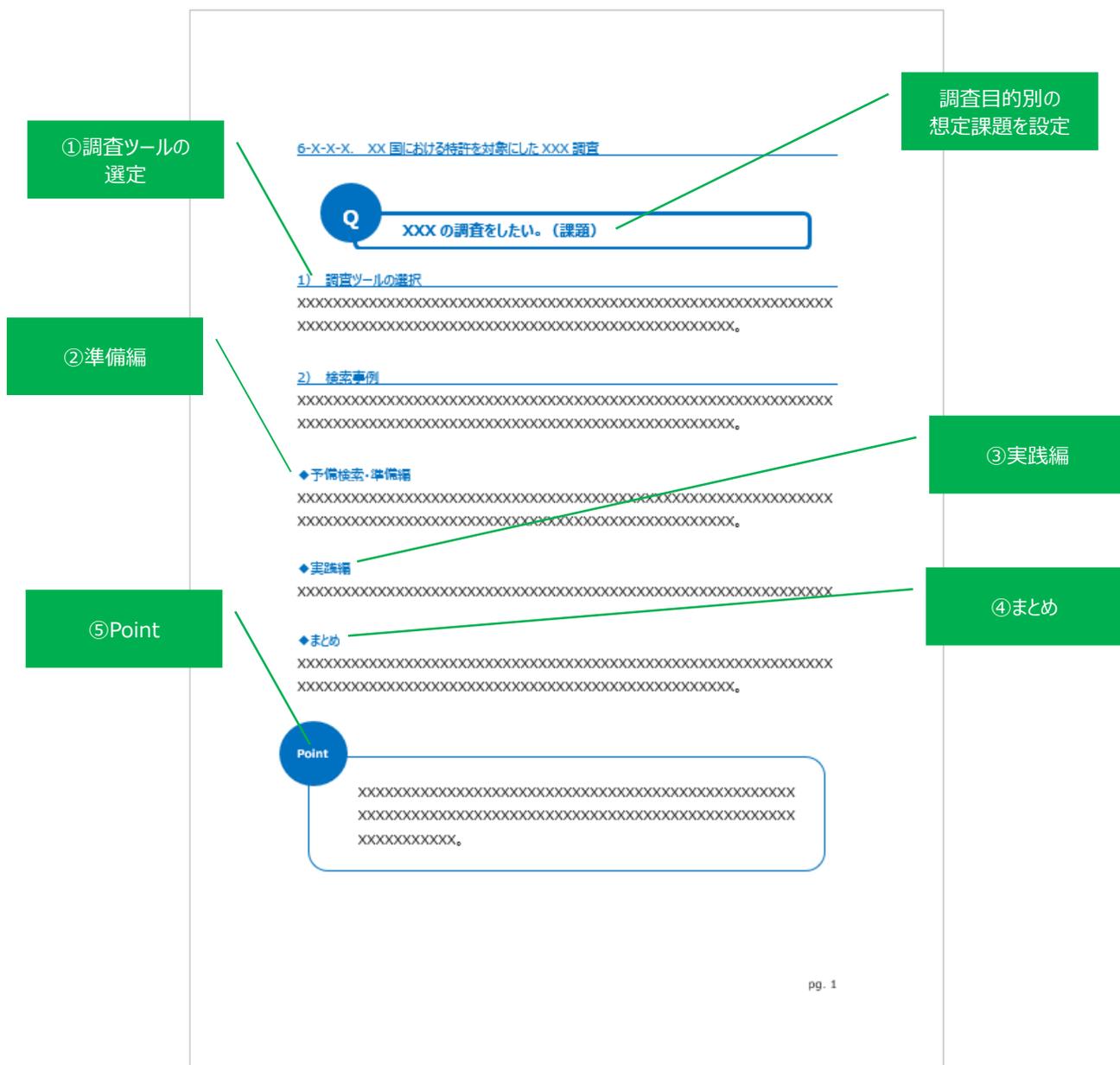
④まとめ

実践編で得た情報から何がわかったのか、次にすべきことは何か、など本編のまとめを示している。

⑤Point

ツールの選択時に比較対象となった他のツールの特徴、選択したツールの特徴（これは優位な特徴もあれば劣位あるいは制約といった特徴もある）など、実際に検索をする際に押さえておくべきポイントや注意すべきことなどを示している。

手引書のレイアウト例



図表 4-9

【4.5】考察

欧州の特許情報は WIPO、EPO、EUIPO が提供するデータベースに書誌情報とテキスト情報が網羅的に収録されている。各データベースともタイトル、要約、請求項といった検索範囲を指定できたり、異なる項目間での検索ができるなど、収録されている情報自体が充実しているのに加え、その収録情報を駆使する検索機能も充実している。特に WIPO の提供する PatentScope や EUIPO の提供する Design view などには分析機能（フィルター機能）や図表出力機能もあり、利用者のニーズに十分応えられると思われる。

米国およびドイツの特許情報は、各国特許商標庁のデータベースあるいは WIPO、EPO、EUIPO が提供するデータベースに網羅的に収録されており、また検索項目の細かさや機能は十分活用できるレベルにある。データの更新頻度やテキスト情報の収録量（例えばドイツ特許商標庁には全文情報（ドイツ語）が収録されているなど）では各国特許庁などのデータベースの方が優位である。一方で WIPO の提供する PatentScope や EUIPO の提供する Design view などには分析機能（フィルター機能）や図表出力機能もあり、動向分析に有用と思われる。利用目的に応じて適切なツールを選択することで利用者のニーズに十分応えられると思われる。

中国と韓国の特許情報については、基本的な書誌情報は各国特許庁などのデータベースに収録されているものの、言語的な面で日本の利用者にとってはやや扱いにくい面がある。なお、JPO は「中韓文献翻訳・検索システム」を提供しており、2003 年以降に公開された中韓文献を蓄積しており、日本語キーワードによる検索、機械翻訳文の表示など日本の利用者にとって有用と思われる。JPO、WIPO、EPO、EUIPO が提供するデータベースが好ましい場合と、各国特許庁などのデータベースが好ましい場合と、利用目的に応じて正しく選択する必要がある。

インドネシア、ベトナム、マレーシアの特許情報については、基礎的な情報である書誌情報すら十分な収録状況とは言いがたいため、各国特許庁などのデータベースが適しているのか、WIPO、EPO、EUIPO が提供するデータベースが適しているのかを判断する必要がある。WIPO、EPO、EUIPO が提供するデータベースも ASEAN 諸国などの対象国・地域によってはデータの収録状況が十分ではない場合もあるため、現段階において十分な調査ができる環境ではない。今後の各国特許庁などのデータベースのデータ収録および基礎情報の充実に期待したい。

【5】総括

【5.1】特許情報検索サービス

特許・意匠・商標の法域別でみると、高度な機能の数は特許に関する機能が13機能と多く、意匠に関する機能は6機能、商標に関する機能は5機能であった。特許のデータは、テキスト量、特許分類の種類（IPC、FI、Fターム）や分類の数において、意匠や商標のデータと比較すると多く、検索や内容把握をより効率的に行いたいというユーザーニーズが存在するものと思われる。その様なニーズに応えるべく、特許のデータベースの機能は進化していった結果と考えられる。

近年、商用データベースにおける特許の機能では、「特許評価・スコア」、「統計分析機能」、「概念検索」が複数の民間事業者の商用データベースに導入され始めており、ユーザーにより特許情報を有効に活用してもらうための機能の進化が行われている。今後もユーザーニーズはさらに高度化していくものと予想され、公的な特許情報サービスが担う役割も増す一方で、民間事業者が提供する商用データベースがさらに利便性を増し、両者の「ベストミックス」で日本のユーザーが世界最高水準の特許情報検索サービスを享受できるようになることが期待される。

【5.2】特許情報管理サービス

特許情報管理（知的財産管理）サービスに関しては、各国特許庁などが提供する公的サービスは確認されず、ユーザーへのヒアリングでも民間事業者が提供するサービスを利用する利用者が多かった。民間事業者が提供するサービスを利用せず、自社で管理しているという事例もあった。

知的財産管理システムにおいてもユーザーニーズに合わせたサービス改善が進められている。その一つが提供形態である。IT環境の変化・発展に伴い、従来のオンプレミス型（自ら購入もしくはリースしてサーバを設置し、管理運用するシステム形態）に代わって、クラウドサービスの提供が始まっている。導入時の初期費用および導入後の運用負荷を大幅に軽減することができるため、システムの導入に消極的であった中小企業などにとっても検討しやすいというメリットを有する。今後、より多くの企業や組織が知的財産管理システムを導入することが期待される。

ヒアリング調査では、民間事業者が知的財産管理システムは単に自社の知的財産権を管理するためのツールではなく、登録されている情報を「いかに活用してもらうか」という視点で今後提供していくサービスを検討していることを確認することができた。その一例として、経費予測機能が挙げられる。複数の提供会社が経費予測に特化した機能を今後、提供していく予定であることも確認できた。なお、経費予測

機能などは各国特許庁などが提供する公的サービスでは対応できないと思われ、民間事業者が提供する高度なサービスの一つといえる。

その他、利用者が抱える課題は、海外拠点との共同利用や外部組織との連携、経営層に対する特許情報の提供、出願件数の減少、期限管理の強化、グローバル化対応など多種多様であり、特許情報サービスに対するユーザーニーズも多様化していることが再確認された。

【5.3】各国特許庁などが提供している特許情報サービス

各国特許庁などが提供する特許情報サービスを比較した結果、日本、米国、ドイツ、中国、韓国については、収録情報の質・量ともに十分であり、また検索機能や出力機能も充実していることが確認できた。また WIPO や EPO、EUIPO といった政府間機関が提供する特許情報サービスも、同様に充実していることが確認できた。したがってユーザーは、利用目的ごとに最適なツールを選択することで、その目的を達成することができるものと思われる。特に日本のユーザーにとって、翻訳機能は有用な機能ではないかと思われる。

一方でインドネシア、ベトナム、マレーシアといった新興国については収録情報の質・量ともに不十分であり、また検索機能や出力機能も満足できる水準ではないことが確認できた。ただし、当該調査の実施期間中にもデータベースの更新があったように、状況が改善される兆しは感じられており、今後の充実に期待したい。

【6】別添資料一覧

【6.1.1】J-PlatPat の基本機能との比較一覧（特許）

【6.1.2】J-PlatPat の基本機能との比較一覧（意匠）

【6.1.3】J-PlatPat の基本機能との比較一覧（商標）

【6.2】知的財産管理システム機能概要一覧

【6.3.1】利用目的毎のサービス選定理由（特許）

【6.3.2】利用目的毎のサービス選定理由（意匠）

【6.3.3】利用目的毎のサービス選定理由（商標）

【6.4.1】各国特許庁などが提供する無料の情報提供サービスの機能比較（特許）

【6.4.2】各国特許庁などが提供する無料の情報提供サービスの機能比較（意匠）

【6.4.3】各国特許庁などが提供する無料の情報提供サービスの機能比較（商標）

【6.5.1】概念検索機能の活用

【6.5.2】ファミリー情報の活用

【6.5.3】引用・被引用情報の活用

【6.5.4】特許スコア情報の活用

【6.5.5】SDI 機能の活用

【6.5.6】類似商標検索（称呼検索）

【6.5.7】知的財産管理クラウドサービス

【6.5.8】年金管理サービスの活用

【6.6.0.1】特許調査における共通事項－企業動向調査

【6.6.0.2】特許調査における共通事項－技術動向調査

【6.6.0.3】特許調査における共通事項－出願前調査

【6.6.0.4】特許調査における共通事項－侵害防止調査

【6.6.0.5】特許調査における共通事項－権利状況調査

【6.6.0.6】特許調査における共通事項－無効資料調査

- 【6.6.0.7】意匠調査における共通事項 – 動向調査
- 【6.6.0.8】意匠調査における共通事項 – 出願前調査
- 【6.6.0.9】意匠調査における共通事項 – 侵害防止調査
- 【6.6.0.10】意匠調査における共通事項 – 権利状況調査
- 【6.6.0.11】意匠調査における共通事項 – 無効資料調査

- 【6.6.0.12】商標調査における共有事項 – 企業動向調査
- 【6.6.0.13】商標調査における共有事項 – 出願前調査
- 【6.6.0.14】商標調査における共有事項 – 侵害防止調査
- 【6.6.0.15】商標調査における共有事項 – 権利状況調査

- 【6.6.1.1】欧州における特許を対象にした企業動向調査
- 【6.6.1.2】欧州における特許を対象にした技術動向調査
- 【6.6.1.3】欧州における特許を対象にした出願前調査
- 【6.6.1.4】欧州における特許を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.1.5】欧州における特許を対象にした権利状況調査
- 【6.6.1.6】欧州における特許を対象にした無効資料調査
- 【6.6.1.7】欧州における意匠を対象にした動向調査
- 【6.6.1.8】欧州における意匠を対象にした出願前調査
- 【6.6.1.9】欧州における意匠を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.1.10】欧州における意匠を対象にした権利状況調査
- 【6.6.1.11】欧州における意匠を対象にした無効資料調査
- 【6.6.1.12】欧州における商標を対象にした企業動向調査
- 【6.6.1.13】欧州における商標を対象にした出願前調査
- 【6.6.1.14】欧州における商標を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.1.15】欧州における商標を対象にした権利状況調査

- 【6.6.2.1】米国における特許を対象にした企業動向調査
- 【6.6.2.2】米国における特許を対象にした技術動向調査
- 【6.6.2.3】米国における特許を対象にした出願前調査
- 【6.6.2.4】米国における特許を対象にした侵害防止調査

- 【6.6.2.5】米国における特許を対象にした権利状況調査
- 【6.6.2.6】米国における特許を対象にした無効資料調査
- 【6.6.2.7】米国における意匠を対象にした動向調査
- 【6.6.2.8】米国における意匠を対象にした出願前調査
- 【6.6.2.9】米国における意匠を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.2.10】米国における意匠を対象にした権利状況調査
- 【6.6.2.11】米国における意匠を対象にした無効資料調査
- 【6.6.2.12】米国における商標を対象にした企業動向調査
- 【6.6.2.13】米国における商標を対象にした出願前調査
- 【6.6.2.14】米国における商標を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.2.15】米国における商標を対象にした権利状況調査

- 【6.6.3.1】中国における特許を対象にした企業動向調査
- 【6.6.3.2】中国における特許を対象にした技術動向調査
- 【6.6.3.3】中国における特許を対象にした出願前調査
- 【6.6.3.4】中国における特許を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.3.5】中国における特許を対象にした権利状況調査
- 【6.6.3.6】中国における特許を対象にした無効資料調査
- 【6.6.3.7】中国における意匠を対象にした動向調査
- 【6.6.3.8】中国における意匠を対象にした出願前調査
- 【6.6.3.9】中国における意匠を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.3.10】中国における意匠を対象にした権利状況調査
- 【6.6.3.11】中国における意匠を対象にした無効資料調査
- 【6.6.3.12】中国における商標を対象にした企業動向調査
- 【6.6.3.13】中国における商標を対象にした出願前調査
- 【6.6.3.14】中国における商標を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.3.15】中国における商標を対象にした権利状況調査

- 【6.6.4.1】韓国における特許を対象にした企業動向調査
- 【6.6.4.2】韓国における特許を対象にした技術動向調査
- 【6.6.4.3】韓国における特許を対象にした出願前調査

- 【6.6.4.4】韓国における特許を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.4.5】韓国における特許を対象にした権利状況調査
- 【6.6.4.6】韓国における特許を対象にした無効資料調査
- 【6.6.4.7】韓国における意匠を対象にした動向調査
- 【6.6.4.8】韓国における意匠を対象にした出願前調査
- 【6.6.4.9】韓国における意匠を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.4.10】韓国における意匠を対象にした権利状況調査
- 【6.6.4.11】韓国における意匠を対象にした無効資料調査
- 【6.6.4.12】韓国における商標を対象にした企業動向調査
- 【6.6.4.13】韓国における商標を対象にした出願前調査
- 【6.6.4.14】韓国における商標を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.4.15】韓国における商標を対象にした権利状況調査

- 【6.6.5.1】ドイツにおける特許を対象にした企業動向調査
- 【6.6.5.2】ドイツにおける特許を対象にした技術動向調査
- 【6.6.5.3】ドイツにおける特許を対象にした出願前調査
- 【6.6.5.4】ドイツにおける特許を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.5.5】ドイツにおける特許を対象にした権利状況調査
- 【6.6.5.6】ドイツにおける特許を対象にした無効資料調査
- 【6.6.5.7】ドイツにおける意匠を対象にした動向調査
- 【6.6.5.8】ドイツにおける意匠を対象にした出願前調査
- 【6.6.5.9】ドイツにおける意匠を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.5.10】ドイツにおける意匠を対象にした権利状況調査
- 【6.6.5.11】ドイツにおける意匠を対象にした無効資料調査
- 【6.6.5.12】ドイツにおける商標を対象にした企業動向調査
- 【6.6.5.13】ドイツにおける商標を対象にした出願前調査
- 【6.6.5.14】ドイツにおける商標を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.5.15】ドイツにおける商標を対象にした権利状況調査

- 【6.6.6.1】インドネシアにおける特許を対象にした企業動向調査
- 【6.6.6.2】インドネシアにおける特許を対象にした技術動向調査

- 【6.6.6.3】インドネシアにおける特許を対象にした出願前調査
- 【6.6.6.4】インドネシアにおける特許を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.6.5】インドネシアにおける特許を対象にした権利状況調査
- 【6.6.6.6】インドネシアにおける特許を対象にした無効資料調査
- 【6.6.6.7】インドネシアにおける意匠を対象にした動向調査
- 【6.6.6.8】インドネシアにおける意匠を対象にした出願前調査
- 【6.6.6.9】インドネシアにおける意匠を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.6.10】インドネシアにおける意匠を対象にした権利状況調査
- 【6.6.6.11】インドネシアにおける意匠を対象にした無効資料調査
- 【6.6.6.12】インドネシアにおける商標を対象にした企業動向調査
- 【6.6.6.13】インドネシアにおける商標を対象にした出願前調査
- 【6.6.6.14】インドネシアにおける商標を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.6.15】インドネシアにおける商標を対象にした権利状況調査

- 【6.6.7.1】ベトナムにおける特許を対象にした企業動向調査
- 【6.6.7.2】ベトナムにおける特許を対象にした技術動向調査
- 【6.6.7.3】ベトナムにおける特許を対象にした出願前調査
- 【6.6.7.4】ベトナムにおける特許を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.7.5】ベトナムにおける特許を対象にした権利状況調査
- 【6.6.7.6】ベトナムにおける特許を対象にした無効資料調査
- 【6.6.7.7】ベトナムにおける意匠を対象にした動向調査
- 【6.6.7.8】ベトナムにおける意匠を対象にした出願前調査
- 【6.6.7.9】ベトナムにおける意匠を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.7.10】ベトナムにおける意匠を対象にした権利状況調査
- 【6.6.7.11】ベトナムにおける意匠を対象にした無効資料調査
- 【6.6.7.12】ベトナムにおける商標を対象にした企業動向調査
- 【6.6.7.13】ベトナムにおける商標を対象にした出願前調査
- 【6.6.7.14】ベトナムにおける商標を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.7.15】ベトナムにおける商標を対象にした権利状況調査

- 【6.6.8.1】マレーシアにおける特許を対象にした企業動向調査
- 【6.6.8.2】マレーシアにおける特許を対象にした技術動向調査
- 【6.6.8.3】マレーシアにおける特許を対象にした出願前調査
- 【6.6.8.4】マレーシアにおける特許を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.8.5】マレーシアにおける特許を対象にした権利状況調査
- 【6.6.8.6】マレーシアにおける特許を対象にした無効資料調査
- 【6.6.8.7】マレーシアにおける意匠を対象にした動向調査
- 【6.6.8.8】マレーシアにおける意匠を対象にした出願前調査
- 【6.6.8.9】マレーシアにおける意匠を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.8.10】マレーシアにおける意匠を対象にした権利状況調査
- 【6.6.8.11】マレーシアにおける意匠を対象にした無効資料調査
- 【6.6.8.12】マレーシアにおける商標を対象にした企業動向調査
- 【6.6.8.13】マレーシアにおける商標を対象にした出願前調査
- 【6.6.8.14】マレーシアにおける商標を対象にした侵害防止調査
- 【6.6.8.15】マレーシアにおける商標を対象にした権利状況調査